
令和5年 第5回(定例)日南町議会会議録(第2日)

令和5年9月6日(水曜日)

議事日程(第2号)

令和5年9月6日 午前9時開議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案第53号 専決処分の承認を求めることについて(工事請負契約の変更について)
- 日程第3 議案第54号 財産の取得について(消防ポンプ自動車購入(CD-1型))
- 日程第4 議案第55号 日南町特別医療費助成条例の一部改正について
- 日程第5 議案第56号 令和5年度日南町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第6 議案第57号 令和5年度日南町簡易水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第7 議案第58号 令和5年度日南町下水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第59号 令和5年度日南町病院事業会計補正予算(第2号)
- 日程第9 報告第2号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率について
- 日程第10 議案第60号 令和4年度日南町一般会計決算認定について
- 日程第11 議案第61号 令和4年度日南町国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第12 議案第62号 令和4年度日南町介護保険特別会計決算認定について
- 日程第13 議案第63号 令和4年度日南町介護サービス事業特別会計決算認定について
- 日程第14 議案第64号 令和4年度日南町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第15 議案第65号 令和4年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計決算認定について
- 日程第16 議案第66号 令和4年度日南町簡易水道事業会計決算認定について
- 日程第17 議案第67号 令和4年度日南町下水道事業会計決算認定について
- 日程第18 議案第68号 令和4年度日南町病院事業会計決算認定について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案第53号 専決処分の承認を求めることについて(工事請負契約の変更について)
- 日程第3 議案第54号 財産の取得について(消防ポンプ自動車購入(CD-1型))
- 日程第4 議案第55号 日南町特別医療費助成条例の一部改正について
- 日程第5 議案第56号 令和5年度日南町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第6 議案第57号 令和5年度日南町簡易水道事業会計補正予算(第1号)

- 日程第7 議案第58号 令和5年度日南町下水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第59号 令和5年度日南町病院事業会計補正予算(第2号)
- 日程第9 報告第2号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率について
- 日程第10 議案第60号 令和4年度日南町一般会計決算認定について
- 日程第11 議案第61号 令和4年度日南町国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第12 議案第62号 令和4年度日南町介護保険特別会計決算認定について
- 日程第13 議案第63号 令和4年度日南町介護サービス事業特別会計決算認定について
- 日程第14 議案第64号 令和4年度日南町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第15 議案第65号 令和4年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計決算認定について
- 日程第16 議案第66号 令和4年度日南町簡易水道事業会計決算認定について
- 日程第17 議案第67号 令和4年度日南町下水道事業会計決算認定について
- 日程第18 議案第68号 令和4年度日南町病院事業会計決算認定について

出席議員(8名)

2番 高橋洋志君	3番 荒木博君
4番 荒金敏江君	5番 岡本健三君
7番 大西保君	8番 櫃田洋一君
9番 近藤仁志君	10番 山本芳昭君

欠席議員(1名)

6番 岩崎昭男君

欠員(1名)

事務局出席職員職氏名

局長 浅田雅史君 書記 花倉順也君

説明のため出席した者の職氏名

町長	中村英明君	代表監査委員	高見正司君
副町長	角井学君	教育長	青戸晶彦君
総務課長	實延太郎君	地域づくり推進課長	島山圭介君
建設課長	渡邊輝紀君	住民課長	高柴博昭君
農林課長	坂本文彦君	福祉保健課長	出口真理君
教育次長	段塚直哉君	教育課長	三上浩樹君

会計管理者 …………… 長 崎 み よ 君 農業委員会事務局長 高 橋 裕 次 君
病院事業管理者 ……… 福 家 寿 樹 君

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（山本 芳昭君） おはようございます。

ただいまの出席は 8 名です。定足数に達していますので、令和 5 年第 5 回日南町議会定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレットの議事日程ファイルのとおりです。

日程第 1 一般質問

○議長（山本 芳昭君） 日程第 1、一般質問を行います。

タブレットの一般質問フォルダの答弁要旨ファイルをお開きください。

4 番、荒金敏江議員。

○議員（4 番 荒金 敏江君） 今日、ゆうべの予報で大雨が降るといふに言われておりました、心配しておりましたが、それほどなくてほっとしているところです。ですけれども、島根県など、かなり大雨が降ったようですし、全国的には被害が出るような大雨が、そういう被害も増えていますので、地球温暖化ということの本気になって考えなくちゃいけないのじゃないかなというふうに感じているところです。

私は今回 3 点について質問をします。1 つは聴覚に不自由を感じている人への援助、2 番目に介護保険料の引下げ、3 番目に買物支援についてです。

聴覚に不自由を感じている人への援助について。1 つ、聞こえが十分でない人と人の関わりが少なくなり、認知症や鬱傾向になりやすいとのデータもあります。聴覚に不自由を感じている人への情報提供・相談体制を充実すべきと考えますが、どうでしょうか。

2 つ目に、補聴器はいろいろありますが、使う人に合わせて微調整ができるものを購入すると、片耳でも 10 万円以上、両耳で 30 万から 40 万円ぐらいかかります。補聴器購入補助をすべきと考えますが、いかがでしょうか。

3 つ目に、補聴器を購入した後の調整が大切で、それをしないと使わなくなってしまうという例も聞きます。補聴器を購入したら使いこなせるように、情報提供・相談体制を整えるべきと考えますが、どうでしょうか。

次に、介護保険料の引下げについてです。介護保険第 9 期が令和 6 年度から始まります。利用料は原則 1 割ですが、今は 2 割負担の方もいます。国は 2 割負担の対象を増やす、また老人保健施設の多床室（相部屋）の有料化など、利用者負担増を検討しています。このような国の姿勢に対して町長はどのように考えておられますか。町長のお考えをお聞かせください。

日南町としても第 9 期に向けて介護保険料の見直しがされますが、介護給付費準備基

金積立金を使って介護保険料を軽減すべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、買物支援についてです。町内には買物できる店がない地域が多く、移動販売がなくなり、困っているとの声を聞きます。町の支援で移動販売を復活すべきと考えますが、どうでしょうか。

以上3点について質問します。

○議長（山本 芳昭君） 執行部の答弁を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 荒金敏江議員の御質問にお答えします。

まず、聴覚に不自由を感じている人への援助についてという項目の、情報提供・相談体制を充実すべきという御質問でございますが、聴力機能の低下によりまして、日常生活に不便が生じてる方への情報提供・相談体制としましては、医療機関へ早期受診を勧奨しておりますが、難聴の方は、視力の低下と異なり、自分では気づきにくいということから、積極的な受診にはつながっていないのが状況であります。

今後ですけれども、高齢者に身近な住民主体通所型サービス運営事業ということで、通称百歳体操の実施団体ですが、そういった参加者の健康意識の向上を目的に、医療・福祉関係の職員が出向いている出前講座での聞こえに関する情報提供や、住民健診の会場、あるいは高齢者学級等の様々な機会を捉えて、聞こえへの意識を高め、まずは早期受診の重要性の周知に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

次に、補聴器購入に係る補助をすべきと考えるが、どうかという御質問でございます。高齢者の生活の質の維持向上には聞こえの保障が求められておりますが、そのために補聴器は有効な手段の一つであります。補聴器購入に当たりましては、公的制度として障害者総合支援法による補装具の支給制度がありますが、聴覚の身体障害者手帳の取得が必須となり、難聴の程度によっては手帳の交付基準に該当にならない方もおられます。該当にならない方は自己負担で補聴器購入をすることになり、高額な負担の方もおられます。

日本の障がいの程度の基準は、世界保健機関と比較しても厳しい設定となっております。全国ではその基準の見直しへの動きも行われております。鳥取県内でも、独自に高齢者の補聴器購入を支援する市町村も増えてまいりました。本町としても、国への要望、あるいは県への要望も含めて検討してみたいというふうに考えております。

次に、補聴器を購入したら使いこなせるように情報提供・相談体制を整えるべきと考えるがという内容の御質問でございますが、補聴器は聞こえにくさをサポートする機器でありまして、管理の医療機器に該当します。専門機関において御自身に合った機器を適切に選択し、個々の聴力に適した調整と新しい聞こえ方への訓練が必須であります。町内には補聴器の専門事業者が常設でないことから、サポートが受けづらい、適切に使用できない方も多くいらっしゃるかと認識しております。日南町では、健康福祉センターを会場に、専門の事業者、米子市から3つの事業者ですけれども、相談会のほうが毎月

開催されております。身近な相談の機会として活用していただけるよう、開催日時の周知と情報提供に引き続き努めてまいりたいと思います。

続きまして、2つ目の介護保険料の引下げについてということで、介護保険の第9期が令和6年度から始まる。国の姿勢に対して町長はどういうお考えかという御質問の内容でございます。介護保険の利用者負担は、制度の創設以来1割でありましたけれども、その後、平成27年に、一定以上の所得を有する方の利用者負担の割合を2割に、平成の30年には2割負担者のうち、特に所得の高い方の負担割合を3割と見直しがされております。令和6年度から適用されます第9期の介護保険事業計画の見直しにおきまして、計画期間中に団塊の世代が全員が75歳以上となる2025年を迎えることでありますとか、あるいは世代内の公平性を確保し、介護保険制度の持続性を高める視点から、国も利用者実態に合わせ、サービス内容の新設も含めて検討を重ねている状況でございます。

後期高齢者の医療制度の自己負担割合が見直されてる実態に加えまして、介護保険の利用者負担の増加は、今後85歳以上の人口増による介護費用の増加も見込まれる中、地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保や介護現場の改善も必須となり、介護保険制度の持続化には改革の必要性も求められております。一方で、利用者の負担増は、介護サービスの利用控えにもつながるものでありますので、考慮する必要があるというふうに考えております。

次に、日南町としても介護保険料の見直しをされるが、介護給付費準備基金積立金を使って介護保険料を軽減すべきと考えるかという御質問でございます。介護保険給付の円滑な実施のため、市町村は3年を1期とする介護保険事業計画を策定しており、今年度が第8期の計画の最終年度です。このため本年度、介護保険料を含む、次期の第9期ですが、計画の策定を行うこととしており、9月から介護保険運営協議会での議論を本格化させ、年明け2月頃には審議結果の報告があるという予定となっております。

介護保険料は、3年ごとに事業計画に定めるサービス費用の見込額等に基づきまして、3年間を通じて財政の均衡を保つよう設定しなければなりません。本町の介護保険料は現在、鳥取県下でも最も低い基準月額であります。協議会では、高齢化が進展する中にあっても持続的な制度となるよう、今後の給付の見込みを立てながら利用者負担についての議論を行っていくため、基金の積立金ありきではなく、状況を見ながら判断していきたいというふうに考えております。

続きまして、3つ目の買物支援についてという内容です。町内には買物ができる店がない地域が多い。移動販売がなくなって困っているとの声がある。町の支援で移動販売を復活すべきと考えるが、どうかという御質問でございます。役場のほうにはですが、移動販売がなくなり困っているという声は直接的には寄せられてないものと認識しております。しかしながら、そのような声があるということでもありますので、まずは実態を把握してみたいというふうに思っております。

以上、荒金敏江議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（山本 芳昭君） 再質問がありますか。

4番、荒金敏江議員。

○議員（4番 荒金 敏江君） 障害者総合支援法で補聴器助成を受けることができますが、その場合の聴力障がいのレベルはどのくらいでしょうか。また、その助成が障害者総合支援法の対象になった場合に、どの程度の自己負担で済むのかを教えてください。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 障がい程度の等級につきましては1級から6級ありますが、聴覚の場合におけます、どういんでしょうか、聴覚障がいのレベルですけれども、6級といえましょうか、一番、手帳的には軽いついていう分野になるというふうに思っておりますが、その分野におきまして、6級の場合ですが、両耳の聴力のレベルがそれぞれ70デシベル以上というふうな位置づけになっております。また、片側の耳の聴力レベルが90デシベル以上、もう一方が50デシベル以上という方も対象になるというふうな範囲になっております。

また、自己負担の関係でございますが、市町村民税の非課税世帯の皆さんについては負担がゼロということで、ただ、市町村民税の課税世帯につきましては負担上限でございますが、3万7,200円ということでの今、制度的にはそういう内容になっておるといふふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 4番、荒金敏江議員。

○議員（4番 荒金 敏江君） 70デシベルとかいう数字は、実際の聞こえ方というんですか、それとしてはどういうレベルになるのかをお願いします。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 様々な資料の中ではありますけれども、一般的に言われてるっていうのが70っていうか、60のところ少し大きな声での会話で聞き取れるっていうか、そんなイメージではないのかなというふうには思っております。先ほど答弁でも申し上げましたけれど、世界保健機関のWHOの設定というところの規定はありますし、その辺と、現在の国内の手帳の範囲というのは少し若干ずれがあるっていうふうな認識はしております。

○議長（山本 芳昭君） 4番、荒金敏江議員。

○議員（4番 荒金 敏江君） 70デシベルっていうのは本当に耳元で大きな声で言わないと聞こえない範囲で、40センチ離れたところで大きな声で話してもなかなか聞き取れない範囲だというふうに聞いています。そのくらいの聴力のレベルが低い場合は障害者総合支援法の対象になって、自己負担が非常に少なくて済むわけですけれども、そこまでなくても、聞こえについて不自由を感じている人がたくさんいるわけです。

先ほど町長も、WHOの、世界保健機関の話もされましたけれども、WHOではどの程度のレベルの人の補聴器使用を奨励しているのでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） いろいろな言葉で書いてありますので、実態的にどこまで必要かっていう話はあると思いますけれども、聴力レベルでいきますと、20から30でいきますと医師の相談しながら補聴器の使用、あるいは40以上でありますと補聴器の常時使用というような規定のほうで、WHOには規定はされておるといふふうに認識しております。

○議長（山本 芳昭君） 4番、荒金敏江議員。

○議員（4番 荒金 敏江君） 中程度の41デシベルの以上の場合、補聴器を常時使用することがいいというふうにWHOでは奨励しているということです。41デシベル以上というのは中等度の難聴ということになるわけですがけれども、それは、普通の会話は何とかできるんだけれども、時々人の言うことが聞き取れない状態ということです。この状態で補聴器をつけると音の認識が保てる。聴力というのは、耳で音を聞くわけですがけれども、ただ音を聞くだけではなくて、脳でそれがどういうことなのかっていうことを認識するというので、人の話してるということが分かるというものだそうですけれども、中等度の段階から補聴器をつけるとその音の認識が保てるけれども、それをつけずにいると認識できない音がどんどん増えてしまうというのがWHOの見解だといふふうに聞いております。

この中等度以上の人は、日南町でどのくらいの数の人がいるのでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 現在、手帳所持者の中の聴力というところの中で申し上げますと、現時点でございますが、23人というのが手帳に該当される皆さんの所有者状況であります。一方で、様々な調査っていいでしょうか、具体的に医師の診断を受けたってということではなくて、本人の聞こえにくいだとか、そういったレベルの中の調査から申し上げますと、かなりの大きな数字があるというふうには思ってます。

ですから、私、思ってますのが、議員おっしゃられるように、まだ、聞こえにくいけれども、診断を受けられてない、そんな方も多分おられるんじゃないのかなというふうには思ってます。聞こえにくいって判断も、なかなか個人差がありますので一概には言えませんけれども、そういったところがまず早期受診しながら、手帳の該当になる方については、取りあえずは受診の勧奨を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 4番、荒金敏江議員。

○議員（4番 荒金 敏江君） 受診をしていないので、正確な数字はつかめていないということですがけれども、先ほど町長も言われましたように、県内でも補聴器助成をしている団体が増えてきております。今年度は市では1つ、町で5つの町、それから1つの村が補聴器助成をしているようです。

以前に先輩議員が何度か補聴器助成のことを質問していますが、そのときに比べると、

とても多くの自治体が補聴器助成を始めています。高齢化率の高い日南町でも、ぜひ早く補聴器助成をしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 基本的な考え方として、やはり今、国の中で、身体障害者手帳という形の中で制度があります。今の御要望につきましては、制度以外にならない方についての補助の対象ということだというふうに認識しております。ですから、基本的には、こういう内容のものについてはやっぱり国レベル、あるいは県レベルの中で要望しながら内容を改正したり、あるいは県レベルでも全体的にやるべきかなというふうな個人的な思いは持っております。

ですが、おっしゃられましたように、現時点では市町村単位の中の福祉サービスの向上という視点の中で、そういった市町村が増えてきてるっていうのは私も承知しております。ですから、そういった観点で申し上げますと、要望も行いながら、あるいは市町村単位っていう話はあるかというふうに思っておりますので、当面の現状の高齢者の皆さんの生活支援という観点から申し上げますと、これからも、先ほど回答でも答弁させてもらいましたが、検討のほうは進めさせていただきたいというふうな今、現状では思っております。

○議長（山本 芳昭君） 4番、荒金敏江議員。

○議員（4番 荒金 敏江君） 県内で一番高齢化率の高い日南町ですので、ぜひ早く、高齢者向けといいますか、障がい者扱いでない方についての補聴器助成もぜひ実施をしてほしいと思います。

私、この質問をするのに調べていましたら、厚労省の令和2年度事業で、自治体における難聴高齢者の社会参加等に向けた適切な補聴器利用とその効果に関する研究というのがされていて、令和3年3月にその結果が報告されています。これは、1,741自治体について、自治体としてどのような取組をしているのかを調査したもので、その結果として5項目の提言をしています。そのうちの1つですけれども、先ほど町長も言われましたけれども、加齢性の難聴は気づかなくうちに進行し、適切な支援や受診につながらない懸念がある。難聴を早期に発見する仕組みを構築することが必要ということが書かれています。

日南町で加齢性難聴で聞こえに不自由を感じているという人数は、先ほどもはっきりした数字はまだつかめていないということですが、私としては、この提言を受けて、住民健診の中で、職場健診の場合は聴覚の検診もあるわけですが、住民健診では聴覚の検診がありませんが、ぜひ聴覚検診というのを住民健診に加えてほしいなと思います。

職場健診の場合に比べると、高齢者の場合は高い音が聞こえなくなりやすいとか、また低い声が聞こえにくくなるということですので、そういうレベルのことも含めた聴力検診というのをぜひ取り入れてほしいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 出口福祉保健課長。

○福祉保健課長（出口 真理君） 加齢性難聴の方が多くいらっしゃる日南町において、こうして提言いただきまして、皆さんが意識いただけることはいい機会だなと思って聞かせていただきました。

先ほどありました住民健診における聴力の検査ですけれども、一般的なものではありませんけれども、聴力の検査については行っているというふうに認識をしております。確認もしたいと思っておりますけれども、通常の視力と聴力の検査については、簡易なものではありますが、行っているというふうに思っております。確認をしたいと思っておりますが、そのように答弁させていただきます。

○議長（山本 芳昭君） 4番、荒金敏江議員。

○議員（4番 荒金 敏江君） 住民健診で聴力検診もしているということですか、日南町で。私は住民健診受けてますけど、住民健診では聴力の検診は受けたことがないですけれども。

○議長（山本 芳昭君） 出口福祉保健課長。

○福祉保健課長（出口 真理君） すみません。では、再度確認をさせて、答えさせていただきます。

○議長（山本 芳昭君） 4番、荒金敏江議員。

○議員（4番 荒金 敏江君） 先ほども町長も言われましたように、加齢性の難聴は気づかないうちに進行していることが多いということで、WHOの補聴器使用の奨励についても中等度のうちから補聴器を使用することがいいということですので、そういう状態の人を早く見つけるためにも、住民健診で聴力の検診もぜひ入れてほしいと思います。そこで、あなたは聴力でかなり落ちてますよということが分かると、それをもって耳鼻科受診というのできるようになると思いますし、そこで補聴器が必要なのかどうかということも検査してもらえるとということにつながりますので、ぜひそれは実施してほしいと思います。

それから、補聴器をつけた後のフォローについてですけれども、これも、先ほどの研究で、次のように提言されています。「つける」ということを「装用」という言葉でいうんだそうですけれども、補聴器装用後、装用を継続するために難聴高齢者のフォローを行うことが大切だというふうに書かれています。ですので、補聴器を使われた後のフォローの体制を充実してほしいですし、今でも保健センターのほうで月1回、3社の補聴器メーカーによる相談会を実施しているということですのでけれども、なかなかそこに入るのも大変な人もいますので、希望があれば自宅へも訪問するとかいう体制も整えてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） フォロー体制というお話だというふうに思っておりますが、現行では、先ほど回答させてもらったとおりが現状であります。ですから、そこに来られ

にくいっていう方もおられるかもしれませんが、その辺を個人の皆さんの御希望等の実態等も併せながら進めていく必要があるというふうは思っていますが、対業者ということもありますので、その辺はこれからのお話合いかなというふうには思っていますが、いずれにしても、仮に補聴器を購入されてる皆さん方のフォローっていうのを幾ばくか、幾ばくかと言やあおかしいですけども、必要だろうというふうに思っていますので、体制整備も含めて検討させていただきたいというふうに思っています。ただ、重なる話ですけども、おっしゃられるように、まずは受診という形を早期に進めていくってということがまず、今の現状からのスタートではないのかなというふうには理解をしております。

○議長（山本 芳昭君） 4番、荒金敏江議員。

○議員（4番 荒金 敏江君） 検診をして、あるいはそれができるまでの間は、基本チェックリストがありますけれども、その中に聞こえに関する項目も追加して、百歳体操その他の場所でチェックリストで調査をしたりしているわけですけども、そういうところでも聴力が落ちているという方にその状態を知らせて、受診を勧めていくというふうな形で進めていただけたらと思います。

次に、介護保険料の引下げについてです。国は、要介護1、2の人を介護保険給付から外して、総合事業に移行するという事とも言われていましたし、ケアプランの有料化についてもしていくというふうな話がありましたが、多くの団体などから反対意見がたくさん出されたために、今回9期への改定は諦めたというふうな情報もあります。しっかり声を上げていくことが大切なんだろうなというふうに思っています。

今回は諦めたようですけれども、4年後の10期にまたそれを導入を検討していく懸念もあります。介護保険は、始まった当初から考えると、もう次々に自己負担を多くするような改定がなされてきて、本当にもっと利用者が使いやすい制度になるのではないかというふうに期待をしましたが、その反対で、使いにくく、また利用者負担が増えるという形で改定されていっていると思います。その辺で、ぜひ国に向けても、住民や、それから介護事業者、それから日南町の介護会計にとっても厳しい内容にだんだんなってきたので、国に対して、そのような動きに対しては反対の意見をぜひ上げてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 御案内のように、介護保険制度が2000年からスタートというところでありまして、国内でも初めての制度ということの中でやりながら、内容を見直しながらという形で制度を充実してきたというふうに思っています。今後もそういう形の中で、国のほうは、厚生労働省のほうは考えられていくんだろうなというふうには思っています。

基本的には、これから85歳以上の人口がどんどんどんどん増えてくるっていう予測があります。85歳っていわれると、介護保険を利用される皆さんが認定率が高くなる年齢層でありまして、そういったこれから状況の中で、やはり当然費用も増額するとい

う形になっております。制度が始まって、費用額がどんどんどんどん右肩上がりで現行の状況であります。それが多分、人口が増える、85歳以上の皆さんが特に増えていくっていう段階になると、さらに費用が膨らんでいくっていう話だろうというふうに認識しております。その中で、半分が公的費用で、半分が1号保険者、2号保険者、あるいは自己負担というところの中で、現状では負担割合がそういう状況にある中で申し上げますと、いずれにしても保険料は上がらざるを得ないっていうふうな考え方を持っております。それは、持続した制度を維持するためっていう話だろうと思います。

ただ、本当に長期になると、例えば10年後になるとまた違う形の中でせざるを得んような財政構造になるのではないのかなというふうに私は思っております。ですから、今負担が増えているっていう話は、当然ある程度所得のある方についての負担割合が増えてくるってというのが現状でありますので、制度の中では所得に応じた制限というところの負担の制度も加わっておりますし、高額医療のほうも当然上限額が決まっておるような仕組みもありますので、やはり全体的な負担というところの中のある程度は制限が加わった仕組みではないのかなというふうに思っております。

最終的には、やはり、どういうところを目指すかって話だろうというふうに思っておりますが、個人的には高福祉・中負担というところが目指すべき姿ではないのかなというふうに私自身は思っております。

○議長（山本 芳昭君） 4番、荒金敏江議員。

○議員（4番 荒金 敏江君） 今、それなりに所得の多い人の負担が増えているのではないかというふうな町長の答弁だったように受け取りましたけれども、第9期に向けて国が進めている中では低所得者の食費や居住費を減額する、補足給付というのがありますが、その給付できる対象を狭めるという動きもあります。今、補足給付の対象を考えるのに、金融資産、いわゆる貯金がどのくらいあるのかということも補足給付の対象を考えるときに入ってきていますが、それにプラスして、不動産資産も考慮するという動きがあります。持家があると補足給付を受けられなくなるのではないかという懸念があるわけです。その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 今おっしゃられた内容についての細かいところの情報は仕入れておりませんが、現在、いずれにしても、次期に向けての国のレベルでの社会保障審議会のほうで議論を進めておられるというふうな中身の1つだろうということで御紹介いただいたというふうに思っております。

私の情報としても、今回するかどうかは別としてですが、やはりそういった金融資産的なところの所有者の皆さんの分野においても、いわゆる所得のほうに加えていくっていう考え方ってというのは長期的にはあるというふうな情報は得ておりますので、今回がどうかってというのは私自身も分かりませんが、いずれにしても、所得のある方については応分の負担という考え方はこれから続くんだろうなというふうには思ってお

りますし、できれば低負担になることが一番望ましいけれども、なかなかそういうわけにもならないのかというふうな思いがっております。長期的には、様々な負担の割合ってというのはこれからあるのではないのかなというふうには思っております。

○議長（山本 芳昭君） 4番、荒金敏江議員。

○議員（4番 荒金 敏江君） 介護保険が始まる前の老人福祉の、国や県、町の負担割合というのはどういう形だったのでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） すみません、覚えておりませんが、以前は老人保健事業の中で無料という仕組みがあったというのは記憶しておりますけれども、2000年の前の、ちょっとその辺の具体的な数字は今、現時点ですが、持ち合わせておりません。失礼します。

○議長（山本 芳昭君） 4番、荒金敏江議員。

○議員（4番 荒金 敏江君） 国が2分の1で、県と自治体が、町村が4分の1ずつという形で、全額公費で行われていました。介護保険になって、そこに保険料負担というのが入ってきたわけで、介護サービス料が増えると負担が多くなるという仕組みが導入されてしまったというか、という形に変わったわけです。国の負担は大幅に減ったわけですので、国の負担を増やすということも考えていくべきではないのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） この制度が始まったのは御案内のとおりだというふうに思っておりますが、高齢者の皆さんがこれから増えていくという形の中で、いかに尊厳を守りながら、サービスを活用しながら、そういう仕組みを整えていきたいというのが目的であったというふうに私は思っております。ですから、そこには負担費用の変更というのはあるのかもしれませんが、やはり応分な負担もしながら、サービスも受けながらというのを望ましい姿ではないかなというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 4番、荒金敏江議員。

○議員（4番 荒金 敏江君） 私は、国の負担ももっと増やして、もっと介護保険が利用者にとって使いやすい形にすべきだというふうに考えております。

次に、介護保険料の引下げについてですけれども、日南町介護給付費準備基金というのが、条例によりますと、平成18年3月9日の条例でこの基金が始まったというふうに理解しておりますけれども、この基金を積み立てる財源というのはどういうものなのでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） スタートのときの、ちょっとはっきりは覚えておりませんが、日南町としての介護保険特別会計の安定化を図るということと、それと、制度自体で会計で残ってきたもの、会計で歳入歳出の残額が発生したというところのことも

ありますので、そういったところを一定の基金として残しながら、この特別会計の、あるいは介護保険制度の充実を図ることが目的だったというふうには認識しております。

○議長（山本 芳昭君） 4番、荒金敏江議員。

○議員（4番 荒金 敏江君） 条例の第2条に、基金として積み立てる金額は、介護保険特別会計で生じる剰余金の範囲内で、介護保険特別会計歳入歳出予算で定める額とするというふうに書かれています。介護保険会計で生じる剰余金、余ったお金の範囲内で積み立てていくということになると思います。この基金の現在の保有額はどのくらいなんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 實延総務課長。

○総務課長（實延 太郎君） 令和4年度末現在の数字でございます。2億1,233万1,672円でございます。

○議長（山本 芳昭君） 4番、荒金敏江議員。

○議員（4番 荒金 敏江君） それでは、この基金は、どういう場合に使えるのでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 基本的には特別会計の中で予算をつくっていくわけですが、実際1年間稼働する中で、想定外のものってところの費用のほうが生まれる可能性もありますので、そういったところの、充当するって考え方があります。

一方で、歳入のほうも、基本的には基準額を設けながらという話ではありますけれども、その、いわゆる今回の介護保険の中で、見込みの中で基準額を設定していきますので、その辺が減額するってということも場合によってはあり得る、動く中で基準額を変えるってということではなくてということですので、そういったところの相場でマイナスってところが生まれてくる可能性が決算の段階ではあるというふうに思っていますので、そういったことが仮に生じたときには、逆に基金のほうからの運用ってことがあるのかなというふうには思っております。

○議長（山本 芳昭君） 4番、荒金敏江議員。

○議員（4番 荒金 敏江君） この基金は、どのような場合に処分することができるのでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 出口福祉保健課長。

○福祉保健課長（出口 真理君） 条例にうたってあります処分の内容としましては、予防給付費の不足額に充てるときであったり、介護保険に係る審査支払い手数料の不足額に充てるとき、また、財政安定化基金拠出金または財政安定化基金の償還金の不足額に充てるとき、地域支援事業費の不足額に充てるとき、保健福祉事業費の不足額に充てるとき、第1号被保険者の介護保険料を軽減するための財源に充てるときというふうにうたってあります。

○議長（山本 芳昭君） 4番、荒金敏江議員。

○議員（4番 荒金 敏江君） 今、条例の文章を読み上げていただいたと思いますが、1番から5番までの不足額に充てるときという項目がありますが、今の介護保険会計の現状はいかがでしょうか。それから、この不足額を充てるといってこの基金を使ったことがあるのでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 出口福祉保健課長。

○福祉保健課長（出口 真理君） 平成17年に基金を積み立ててスタートしてから17年以上たってまいりましたけれど、今現在、先ほど町長の答弁にもありましたけれど、介護保険の事業計画の中では基金の繰入れというのも予算化をしております。実態のところ、今、日南町におきましては介護保険の給付自体が減少しております、施設サービス費のほうは増加しておりますけれど、基金の繰入れまでは行ってないのがここ数年のところなんです。平成26年に取崩しを1回、1回といいますか、行って以降、令和4年までは行ってない状況です。平成21年から26年までの間に5回取崩しを行っております、その際に、国等の状況も踏まえまして、介護保険料の安定化のために活用もしたというふうに確認をしております。

○議長（山本 芳昭君） 4番、荒金敏江議員。

○議員（4番 荒金 敏江君） 21年から26年の間の基金の取崩しというのは、どのくらいの額だったのでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 出口福祉保健課長。

○福祉保健課長（出口 真理君） 総額で約5,000万の基金取崩しというふうに確認しております。

○議長（山本 芳昭君） 4番、荒金敏江議員。

○議員（4番 荒金 敏江君） 21年から26年の間で合計5,000万ということですよ。ということは、4年度も、額はそんなに多くはないですけれども、この基金のほうに積立てができるということのようですので、介護給付費準備基金というのは先ほどのあれで2億円以上の基金があるということなので、確かに平成24年から基準額6万8,400円というのをずっと維持しているという状態で、県内で一番低いという、それは日南町の努力の結果だというふうに思っておりますけれども、この異常な物価高の中で住民が非常に苦しんでいる今こそ基金を、全部とは言いませんけれども、少し取り崩して介護保険料を下げていくべきではないかというふうに考えます。基準額の人もそうですし、負担の割合で、介護保険って本当高いなというのが私自身の実感ではあります。ぜひこの基金を少し取り崩して介護保険料を下げていくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 基本的には、最初の答弁のほうで述べさせていただきましたけれども、現状はまだ9期の来年度以降に向けての計画は、これから協議会を立ち上げる

段階であります。ですから、私のほうも、現状の資料っていうところがまだゼロであります。という状況の中で申し上げますと、積立金を崩すという前提というのは現時点では考えておりません。

ただし、それこそこれからの話ですので、そういった状況を見ながら、必要性の有無についてはこれから判断をしていきたいというふうに思っておりますが、現在日南町でも、月額ですが、基準額5,700円です。全国レベルでの平均でも今、6,014円が現行であります。そういった背景の中で、やはりそういったことの状態を鑑みながら判断をこれからしていきたいというふうには思っております。

○議長（山本 芳昭君） 4番、荒金敏江議員。

○議員（4番 荒金 敏江君） この基金の積立ての財源は介護保険会計の剰余金ということで、いわゆる介護保険の中でそれだけ余った額ということになるので、ある意味では介護保険料が、取り過ぎたというんですかね、という面もあると思うので、ぜひこの機会にその基金を使って、介護保険料を引き下げてほしいと思います。

次に、買物支援についてですけれども、実際に移動販売がなくなって困るという意見が役場には伝わっていないというお話が先ほどありましたけれども、私が聞いているところでは、確かにデマンドバスのドア・ツー・ドア化とか、それから親族が戻ってきたときに買物に連れていってもらおうとか、そういうので何とかやっているという声も多いですけれども、でも以前、移動販売が来ていたときに、自分の目で見ながら買物ができたということが本当によかったので、ぜひこの問題は取り上げてほしいというふうな声を聞いています。

県の補助事業もいろいろあるようですので、ぜひ実現してほしいと思いますが、再度伺います。いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 御案内のように、日南町で高齢者夫婦世帯、あるいは独り暮らし世帯が多いっていうのはもちろん認識しておりますし、様々なアンケート的なところの結果を見ましても、個人あるいは御家族、あるいは周辺の地域の皆さんの協力の中で買物を維持されてるというふうな認識は私も持っております。その中で、移動販売っていう買物手段の方法についてということでもありますので、町内でもそういった動きがあるっていうのはもちろん承知しておりますし、また、町内の事業者が行っていただいているっていう経過の内容ももちろん承知しております。

ですが、ただその辺が、どういう状況が地域の皆さんの声としてあるかっていうところは、やはりうちとしてもまだ把握し切れてないというところが現状でありますし、先ほど申し上げましたけれど、私のほうにも直接っていうところがお話は聞いてませんので、まずはそういった実態的な調査をさせていただきながら、これからの買物支援の在り方については検討していくべきだろうというふうに思っておりますので。ですから、その辺をまずはやらせていただきたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 4番、荒金敏江議員。

○議員（4番 荒金 敏江君） 今、県内でも、東部も、それから西部地区ものようだけれども、農協の関係の店舗が閉鎖されるということもあって、県としても補正を組んで、買物環境確保推進交付金、買物安心確保事業というのも取り組んでいるようですし、以前からありました中山間地域買物支援事業というのものもあるようですので、県からの補助もありますので、そういうものも活用して復活していただけたらと思います。

それから、ただ移動販売で販売するだけではなくて、見守りも兼ねてという形での補助を受けているところもあるようですが、日南町では、介護保険の事業の中で、生活支援サービス事業の中の日南町見守り・生活支援サービスという、お弁当を配ったり、それから、移動販売で回ったときに高齢者の見守りもしていくという事業がありますが、その対象は今、日南町の中ではどんな事業者がそれを担当しているのでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 出口福祉保健課長。

○福祉保健課長（出口 真理君） 今の事業の対象者としましては、事業対象者の方を含めた方を対象としております。ちなみに令和4年度は、その受けていただいている事業者のほうは1件、1事業者でありましたけれど、令和5年度、最近2か所という形で、今2事業者のほうの見守りのほうをお願いしております。

○議長（山本 芳昭君） 4番、荒金敏江議員。

○議員（4番 荒金 敏江君） 令和3年度までは、これは決算書かな、の中にあっただので、名前を言いますが、移動販売のあいきょうさんがしていた、安達商事さんですね、そこもこの生活支援サービスの対象になっていたようですが、安達商事さんのほうが廃業されたので、その関係で対象にならなくなっているということです。

地域でお互いに住民同士で見守りをということが言われております。本当に近所同士で独り暮らしの方だとかに気をつけていくということは、それぞれにはしていますけれども、なかなか誰もが高齢者になっている地域があって、それができなくなっている現状もありますので、この見守りサービスも含めた補助の制度もありますし、介護保険のそういうサービスもあるので、そういうことも含めてぜひ検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 日南町は広い面積を持っておりますし、その中で地域が点在しているという地形的なところもあります。買物支援につきましては、るるお話しいただきましたけれども、基本的には、他町の動きの紹介もいただきましたけれども、私たちの消費者もそうですけれども、運営者の皆さんとのやっぱりウィン・ウィン関係がつかれないといけないということは前提だろうというふうには思っています。

ですから、今、鳥取県の中・東部のスーパーのお話が話題になっておりますけど、基本的にはそのウィン・ウィンの関係ができなかったというのが、将来的にも含めてっていう判断だろうというふうには思っています。ですから、どういう手段になるにしても、

やはりお互いがウィン・ウインの関係づくりの、経営も含めてですが、そういうところが構築できることがまず大切かなというふうに思っております。ですから、消費してもらう私たちのほうも、そういった観点は、意識づくりは十分に必要だろうというふうには思っています。

ですから、そういったことも含めてですが、地域によってそれぞれ違うというふうに思っておりますが、これからの在り方として、特にこういった地域でありますので、近所付き合いだとか、そういったところが重要なポイントになるのではないのかなというふうな思いを持っております。いずれにしても、冒頭申し上げましたけれども、見守りも含めてというお話もありましたけれども、実態的なところはまず把握させていただきながら、適切な支援という策につなげていきたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 4番、荒金敏江議員。

○議員（4番 荒金 敏江君） コロナの影響で百歳体操が体操だけで解散ということも多く、長い間そういう期間がありましたけれども、それが今また2時間以上ということで復活しています。コロナの対応をするまでには百歳体操の会場に移動販売車が行って、みんなが、お菓子なんか中心だったかもしれませんが、買物を楽しんだという例もありますので、それも本当の楽しみの一つではないかなというふうに思います。

それと、運転手の確保ということが問題になってくるんだと思いますが、地域おこし協力隊の活用というのも考えてもいいのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 人的確保という手法からいくとその方法もあるのかもしれませんが、やはりそういった事業体の皆さんとのお話し合いっていうか、意見のすり合わせっていうのがまず大切かなというふうには思っています。人材って確保の手法は、一つの方法はその方法が、協力隊という方法はあるのはもちろん理解しますが、どういいますか、人材の確保っていうのの事業体の皆さんとも、やはり手法以前の中で協議がまずは必要だろうというふうに思っています。

○議長（山本 芳昭君） 4番、荒金敏江議員。

○議員（4番 荒金 敏江君） 高齢者が生き生きと楽しく生活できるように、ぜひいろんな調整を進めていっていただきたいということをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（山本 芳昭君） 以上で荒金敏江議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開を10時20分からといたします。

午前10時07分休憩

午前10時20分再開

○議長（山本 芳昭君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

5番、岡本健三議員。

失礼。終わってからでいいか。

失礼、すみません。先ほど荒金議員の一般質問の中で、検診の確認をとということでありましたので、福祉保健課長のほうから報告をお願いしたいと思います。

出口福祉保健課長。

○福祉保健課長（出口 真理君） 失礼します。先ほど荒金議員から御質問のありました、健診会場での聴力検査について確認をいたしましたので、訂正して報告をさせていただきます。

住民健診におきましては現在、聴力検査のほうは行っていないということで、事業所健診と国保ドックでのみ行っているという状況でした。失礼いたしました。いただきました意見につきましては、前向きに検討していきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（山本 芳昭君） 訂正をしたいということですので、よろしく願いをいたします。

○議長（山本 芳昭君） そうしますと、改めまして、5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 日本共産党の岡本健三です。9月定例会の一般質問を始めます。

先月の台風7号では県の東・中部で大きな被害があり、町内でも被害が見られました。本当に被災された方々は大変な思いをされていると思います。そのほかにも、今年は例年のない猛暑、そして豪雨に全国が襲われ、地球温暖化というのが、本当に対策が待たなしの状態になっているということを皆さん感じておられると思います。今回5項目質問いたしますけれども、その中の1項目は西部広域行政管理組合が進めるごみ処理の問題でして、これは温暖化とも密接に関わっております。

さて、まず、冒頭に申し上げたいことがありまして、沖縄県名護市辺野古の米軍新基地建設に伴う設計変更を沖縄県が不承認としたことをめぐる裁判で、9月4日に最高裁が沖縄県の訴えを退けたことに抗議したいと思います。この判決は、行政不服審査法という本来、行政の不当な処分から私人を救済する仕組みを使って、国が国を救済することを認めた不当判決です。このような判決は、憲法に定められた地方自治の本旨に反し、地方自治体の自主性と自立性を危うくするものではないでしょうか。

沖縄県の方たちは、3度の知事選など、一連の選挙や県民投票などで辺野古の新基地建設に反対の民意を示し続けています。この民意を踏みにじり、法治国家としてのまともな在り方さえ投げ捨てた国の乱暴なやり方と、それを支持する最高裁の判決は到底許されません。この機会にもう一度皆様にも、沖縄が置かれた厳しい現状、日本の国土のたった0.6%の面積に70%の米軍基地が集中している現実に向け、考えていただきたいと思います。

それでは、質問に移ります。今回質問するのは、被爆アオギリについて、にちなん十色の時間外保育の延長について、西部広域行政管理組合のごみ処理広域化について、佐

木谷の養豚場について、マイナンバーカード総点検について、以上の5項目です。

まず、被爆アオギリについてお聞きします。町の総合文化センター向かいの駐車場の東隅に被爆アオギリが植えられています。この被爆アオギリの由来を中村町長は御存じでしょうか。

また、現在、この被爆アオギリを保護する囲いなどがありません。加えて、その木が被爆アオギリであることや、その由来を説明するプレートなどありません。日南町は、1985年10月17日に非核平和の町宣言をしています。宣言を行った自治体として、その理念を忘れないためにも、被爆アオギリをしっかりと守り、町内外にアピールしてはいかがでしょうか。

次に、にちなん十色の時間外保育の延長についてお聞きします。6月定例会の一般質問で、時間外保育を延長するとの趣旨の答弁がありました。これをいつから実施されるのでしょうか。また、実施に当たり、にちなん十色の受入れ体制をどのように整えておられるのでしょうか。

さらに、時間外保育の延長に伴い、保育教諭の方の負担が増えると思います。この機会に保育教諭の処遇改善を行ってはいかがでしょうか。

3つ目に、西部広域行政管理組合のごみ処理広域化についてお聞きします。8月10日に中間処理施設、つまりごみの焼却施設のことですけれども、その建設候補地である米子市彦名校区の自治連合会から、候補地選定委員の交代と最終選定項目の見直しをした上で再度、建設候補地について協議、検討するよう求めた要求書が、組合の管理者である伊木米子市長へ提出されました。この要求書は、その内容が実行されるまで一切の話合いなどに応じないとする大変厳しいものです。このことへどう対応すべきか、町長のお考えをお聞きします。

また、組合が開設している未来につなぐ新しいごみ処理施設提案窓口には、メタンガス化プラント、加水分解システム、将来のごみ予測による施設規模の縮小・効率化など、様々な提案が寄せられています。これらの提案を生かすとすれば、基本構想を根本から見直すことにならないでしょうか。そのような可能性がある中で、そもそも候補地の選定することに無理があるのではないのでしょうか。町長のお考えをお聞きします。

4つ目に、佐木谷の養豚場についてお聞きします。7月25日の福島テレビのウェブサイトによると、福島県鮫川村の戸草川で基準を大幅に超える濁りや汚れが検出され、その原因は上流の養豚場のふん尿だとされています。この問題に対する町長の所感をお聞きします。

また、佐木谷の養豚場の定期水質検査結果によると、森林開発地では、豚がいなくなった後も、検出される全窒素濃度があまり下がっていません。現在の経営者であるファロスファーム株式会社は、森林開発地とその周辺の汚染にどう対処するつもりなのでしょうか。

さらに、進入路として町がファロスファーム株式会社に貸与している土地の契約期間

は来年3月末までとなっています。契約を延長する際、地元住民の方の合意が必要と考えますが、いかがでしょうか。

最後、5つ目に、マイナンバーカード総点検についてお聞きします。国はマイナンバーカードの総点検を自治体などに指示しています。日南町では具体的にどのような項目を点検しているのでしょうか。

以上で、最初の質問を終わります。

○議長（山本 芳昭君） 執行部の答弁を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 岡本健三議員の御質問にお答えしますが、2点目のにちなん十色の時間外保育の延長につきましては、教育長のほうから答弁をいたします。

最初に、被爆アオギリについてということで、総合文化センター向かいの駐車場にある被爆アオギリの由来を御存じかという御質問についてですが、この被爆アオギリは、平成23年5月、町の職員組合青年部が平和学習の一環として広島を訪れた際に、被爆アオギリ二世として本町に苗木を持ち帰り、平和の象徴として総合文化センター敷地内に植えられたものであります。

次に、非核平和の町宣言した自治体として、被爆アオギリをしっかりと守り、町内外にアピールしてはどうかという御質問についてでございますが、当時の青年部員は、この木を見るたびに平和を思う気持ちを思い出してくれる、そんな存在として育てていきたいというふうに語っておられます。ロシアによるウクライナへの侵攻や北朝鮮によります弾道ミサイルの発射など、平和の願いが一層強くなっている今、改めて平和の象徴である被爆アオギリ二世を紹介して、町民の皆さんが平和への思いを育むきっかけとなるよう、町として設置者と何ができるか検討してみたいというふうに思っております。

続きまして、3つ目の西部広域行政管理組合のごみ処理広域化についてということの中の、中間処理施設の建設候補地である米子市の彦名校区の自治連合会からの要求書が管理者へ提出されたことへの考え方を問うという御質問でございます。事業主体であります西部広域行政管理組合が地元住民の皆さん等に対し、安全性や環境への影響、選定の経過など、そういった内容についてしっかり説明し、理解を求めていくことが重要であるというふうに考えております。

次に、組合の未来につなぐ新しいごみ処理施設提案窓口には、メタンガス化のプラント、加水分解のシステムなど、様々な提案が寄せられている。これらの提案を生かすとするれば、基本構想を根本から見直すことにならないか。そのような可能性がある中で、そもそも候補地の選定をすることに無理があるのではないかという御質問でございます。西部広域行政管理組合が募集しております未来につなぐ新しいごみ処理施設の提案は、施設の整備・管理運営に関する先進技術や、公民連携協力についての提案であります。西部圏域でのごみ処理を一括処理する方針に変わりはありませんので、基本構想を根本から見直す必要はないというふうに理解しております。

続きまして、佐木谷の養豚場についてということで、7月25日の福島テレビによりまず福島県鮫川村、戸草川の、基準を大幅に超える濁りや汚れが検出され、その原因は上流の養豚場のふん尿だとされている。この問題に対する所見を問うという御質問でございます。本事案につきましては、報道等により承知しております。主な要因は、ふんを処理するコンポストの故障、6台のうち4台故障ということでありまして、福島県と鮫川村が養豚場を管理する事業者が改善を申し入れ、現在は水質改善が進んでいるということでもあります。今回、県や村の迅速な対応により問題解決が図られているものと理解しております。

また、今回の事案は、コロナ禍によりまず外食産業の不振や飼料の高騰、豚熱の発生などにより、事業者の資金悪化が事業者の対応の遅れにつながったものと推察され、今回の鮫川村の事業者とファロスファームでは経営状況などの運営基盤が異なりますが、事業者の経営状況がこうした問題を生じさせるおそれがあることを念頭に置き、事業者の経営の動向も注視しておくことも必要であるというふうに考えております。

次に、養豚場の定期水質検査結果におきまして、森林開発地では、豚がいなくなった後も、検出される全窒素濃度があまり下がっていない。ファロスファーム株式会社は、森林開発地とその周辺の汚染にどう対処するつもりかという御質問ですが、前事業者が行った違法な森林開発地の問題は、平成の27年の県の立入検査後、森林に復旧するための植栽が行われ、県は毎年立入調査を行い、その状況を確認していくこととなっておりますので、現在の土地所有者でありますファロスファーム株式会社は、適切に維持管理をしていただくことになるというふうに考えております。

なお、ファロスファーム株式会社はもちろんでございますが、町、そして県におきましても、状況を注視し、問題があるようであれば改善を求めるなど、必要な対応を行っていく必要があるというふうに思っております。

次に、3つ目ですが、町が貸与しております土地の契約を延長する際、住民合意が必要ではないかという御質問です。町が財産の貸付けを行う場合は貸借の契約の手続を行いますが、その契約行為自体においては住民合意は不要であります。しかしながら、御質問であります、次の契約延長につきましては、これまでの一連の経過におきまして、新たにファロスファーム株式会社が進めていく計画等を踏まえた住民の理解が必要というふうに考えております。したがって、契約の延長の際には、新たな契約の確認はもとより、そのときのあらゆる状況を総合的に勘案した上での手続が必要になるというふうに考えております。

続きまして、5つ目のマイナンバーカード総点検についてということで、国はマイナンバーカードの総点検を自治体などに指示している。日南町では具体的にどのような項目を点検しているのかという御質問です。8月の中旬ではありますが、そのときに開催されました県・市町村会議を受け、本町では住民基本台帳登録外の方の登録内容について点検を行い、問題ないことを確認しているところであります。

なお、その他の点検項目につきましては、基本的には国または県において行われるものと理解しており、今後、国等が点検を進める中で、本町においても点検が必要な状況となれば、国等からの別途指示があるものと考えております。

以上、岡本健三議員の御質問に対する答弁とさせていただきますけれども、2点目にちなん十色の時間外保育の延長についてということにつきましては、この後、教育長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（山本 芳昭君） 青戸教育長。

○教育長（青戸 晶彦君） 岡本健三議員の御質問にお答えいたします。

にちなん十色の時間外保育の延長について。6月定例会の一般質問で、時間外保育を延長するとの趣旨の答弁があった。いつから実施するのか。また、実施に当たり、にちなん十色の受入れ体制をどのように整えているのかとの御質問についてですが、最初に、時間外保育の延長についてということで御質問をいただいておりますが、時間外保育という用語について誤認があるのではないかと思いますので、時間外保育について御説明させていただきます。

時間外保育とは、1日の保育時間が11時間を超える保育時間の部分を指す用語でございます。現在日南町では11時間以内で保育を実施していますので、時間外保育は行っておりません。したがって、御質問の「時間外保育」の部分は「保育時間」に読み替えさせていただいて、答弁をさせていただきます。

まず、保育時間の延長をいつから実施するかについてですが、現在、10月から本園での時間延長実施に向けて準備を進めております。分園につきましては、保育教諭の配置体制が整わないこともあり、当面、時間延長の実施は行わない予定です。受入れ体制については、現在の職員体制で行う予定です。勤務シフトの変更や保育の方法を考慮し、保育教諭が時間延長の実施によって超過勤務にならないよう、パート職員の協力を得ながら実施していきたいと考えております。

次に、時間外保育の延長に伴い、保育教諭の負担が増すのではないかと。この機会に保育教諭の処遇改善を行ってはどうかとの御質問ですが、保育教諭の負担とならないような勤務体制を組むなど、会計年度任用職員、パート職員を含めた園全体で対応していきたいと考えております。処遇改善については、今回の時間延長に限らず、保育教諭の負担軽減や処遇について、近隣市町村の実態も勘案しながら検討していきたいと考えております。

以上、岡本健三議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（山本 芳昭君） 再質問がありますか。

5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） まず、初めから行きます、被爆アオギリについてです。

まず、この設置された方というのは今も在職されているのでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 在職されておられます。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 在職されてるということですね。非常に立派なことをなさったなというふうに、改めて私からもお礼を申し上げたいと思うんですけども、それで、先ほどの答弁で、そのアオギリが広島から持ち帰られて、この駐車場に植えられたという経緯は分かったんですけども、そもそもこの被爆アオギリというものがどういいう由来を持つものかということについては御存じでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） ちょっと詳細的なところはあれですけども、私としてのイメージですけども、広島の方で原爆が落とされたという話の中で、焼け野原になって、木々も含めてですけど、そういう状況の中でアオギリが新しい芽を出したというところがスタートではないのかなというふうに思っております。そういった意味で平和の象徴というところもありますけれども、アオギリの、復興といいたまいますか、そういったところにつながってるというふうな考え方をしております。現在もそういった地域の皆さんが、修学旅行で訪れた子供さん等も含めて、そういった被爆二世のアオギリのほうの苗を、苗かいな、種か、苗か、そういうのをお配りしながら、啓発につなげているということだというふうに認識しております。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 町長の御認識、大変結構だと思います。そういうことだと私も思うんですけども、より具体的に言いますと、この被爆アオギリを見いだして、これを全国に広めたのが被爆者の沼田鈴子さんという方です。

ちょっと長いんですけども、沼田鈴子さんが被爆アオギリ二世、三世の育成を委託するときに必ず添えたというメッセージを読ませていただきます。被爆樹アオギリの二世を育ててくださいます皆様に。今、一生懸命に生き続けているアオギリは、爆心地より1,000メートルの地点にあった広島通信局、今の中国郵政局ですね、広島通信局の運動場で4本が被爆し、1973年に3本が現在の平和公園に移植されました。原爆投下されるまでのアオギリは通信局に勤めていた私たちに、日頃から憩いの場所を与え、皆の心を慰めてくれました。1945年8月6日8時15分、あの閃光を見た瞬間、アオギリは仲間とともに熱線、爆風を自分の体に受けました。原爆投下後は、広島には70年、75年間草木も生えないだろうといううわさが広まりました。爆心地の方向に向いていた幹側は、熱線により大やけどをし、えぐり取られたようにひどい傷痕が残りました。生かされたアオギリは今、傷ついた身をそっと包むようにして成長を続けております。木は人間のように話をすることはできませんが、あの日の恐ろしい地獄の事実を全て覚えております。後世にまで事実を継承しているかのように毎年新しい芽を出し、花を咲かせ種ができます。その種が発芽をして、皆さんに育てていただくアオギリの子供です。親のアオギリの生きる姿は命の尊さ、生きることの大切さを親が子に、また孫へ

と語っているようです。アオギリは、人間との出会いの中で、一人一人に未来につながる大切なことに気づかせ、知恵と力を与えています。私にとりまして、アオギリは命の恩人です。戦争で婚約者を失い、原爆で左大腿部から失ったことにより、絶望のどん底に落ち込み、自殺を何度繰り返そうとしたのでしょうか。傷ついたアオギリの生きるあかしが私に勇気を与え、今日まで生かされてきた私です。アオギリが平和の木として大きくなることを願っております。皆様に育てていただきますことを感謝し、心からお礼を申し上げます。広島より、沼田鈴子ということで、これが沼田鈴子さんのメッセージなんですけれども、この方は、2011年7月に87歳で亡くなっておられます。

先ほど町長がおっしゃっていた平成23年ということは、つまり同じ年2011年の5月なんですかね、6月じゃなくて。5月ということですので、この今、駐車場にある被爆アオギリは、沼田さんが亡くなる少し前に植えられたということになります。沼田さんが残された被爆アオギリを大切に守り育てることで、原爆による惨劇と命の尊さ、戦争の悲惨さを語り継ぐのが私たち残された者の務めだと思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 経過等について御説明をるるしていただきました。基本的には、設置者の皆さんもそういった思いをつなげたいということでの取組だろうというふうに認識しておりますし、そういうコメントもいただいています。活動報告の中でもうたわれておりますので、そういうことはしっかり認識しておりますし、先ほど申し上げましたけど、今後の在り方については、また設置の皆さんの意向も聞きながら進めていきたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） ぜひ、しっかりと検討していただきたいと思います。

それで、関連でお聞きするんですけれども、1985年10月17日、先ほど申し上げたとおりに、その日に日南町は非核平和の町宣言をしています。そのことを示すモニュメントなどは、この庁舎の敷地とか町内に何かあるのでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 實延総務課長。

○総務課長（實延 太郎君） 確認いたしましたところ、旧庁舎、生山地内にあったときにはあったようでございますが、現庁舎においては、今のところ確認はできておりません。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） そうすると、今、ないということですが、この被爆アオギリがあるということを示すプレートに、同時に日南町の非核平和の町宣言についても書いて刻んでいただければ、改めて宣言についてもPRできるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） その辺は、また、広く町全体の話でありますので、アオギリと一緒に形で進むのか、いいのかというところは別として、いわゆる議員おっしゃられましたように、議会のほうでも含めてですが、非核平和の町宣言というのを決議をされておりますので、そういったところの趣旨も踏まえながら検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 日南町の非核平和の町宣言を内外に示すためにも、議会の方も含めてということだったので、議会でも議論すればいいと思いますけれども、この被爆アオギリの保存とPRに力を入れていただきたいと思います。

先月行われた広島、長崎の平和記念式典では、それぞれの市長が核抑止論は破綻しているとして、日本政府に一刻も早く核兵器禁止条約の締約国となるように求めています。改めてお聞きしますけれども、中村町長も同じお立場だと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 御案内のように、陳情だとか、そういったところも今まで日南町議会の中でも議論してきたというふうに思っております。いずれにしても、こういった平和を続けるということは重要なことだというふうに認識しておりますし、国民全体の考え方だというふうに思っております。ただ、取組についての在り方っていうところは、若干相違の部分があるというふうに思っておりますが、基本的には日本国がやはり平和を維持するっていうことの考え方っていうのは共通の理解だというふうに認識しております。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） いや、ちょっとごめんなさい、取組についてはというのは、そのアオギリの扱いということなのか、それとも、例えば核兵器に関する取組という、どういう、取組について相違があるというのは、もう少し説明していただきたいんですけど。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 説明不足で大変申し訳ないですが、先ほど申し上げましたのは、非核宣言という形の中の、先ほどおっしゃられました広島、長崎での発言の内容ということで御理解いただきたいと思います。ただ、前段のあります、アオギリに関しては、別の考え方だというふうに御理解をいただければと思います。しっかりと設置者の皆さんと気持ちを、意思統一をしながら取組を進めていきたいというふうに思っています。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） そうすると、すみません、中村町長、今のおっしゃりようだと、中村町長は、核抑止論は破綻しているとか、核兵器禁止条約の締約国に日本がなるように求めるとか、そういうことに対してあまり御賛同されないという、その理由

はなぜなのでしょう。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 基本的には、長崎、広島市長の皆さんの意向というのはもちろん尊重したいというふうには思っておりますが、国内の動きっていうところでありまして、そういったところが、実が実るって言やおかしいですけども、そういった形の国内の考え方もあるってというのはもちろん私も承知しております。誰もが承知していただいているというふうに思っておりますので、最終的には、やっぱり世界の、日本はもちろんですけど、世界が平和であるっていうことの理念をこれから追求するっていうことは当然のことだというふうに認識しておりますので、あとは手法っていいでしょうか、ということではないのかなというふうに思っております。様々な議会の中でも、陳情も含めて議論されてきている内容だろうというふうに思っておりますので、そういったところも私も尊重していきたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 陳情ということについては、核兵器禁止条約を批准するようというふうに求める陳情について、議会は趣旨採択をしております。これについては御賛同いただけるという、そういうことでよろしかったですか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） その内容については、理解をしておりますし、私もそのような考え方をしております。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 分かりました。そうしたら結構です。ぜひ、平和のために、本当に力を合わせて、アオギリの保存ということもそうですけれども、ほかのことについても、中村町長とも、議会の同僚議員とも一緒に取り組んでいきたいと私も思いを新たにいたしました。

それでは、次の2番目のにちなん十色の時間外保育の延長についてですけども、先ほど教育長から御指摘がありまして、すみません、この件、時間外保育という表現については私の誤りだったということで訂正いたします。もちろん、11時間を超える部分がないということは私も存じ上げておりますので、ただ、今までも4時以降に延長していた部分をさらに延長するという意味合いで申し上げたつもりだったんですけども、時間延長するということで、10月からしていただけるということです。

それで、パート職員の方の手を借りるということは、そうすると、正職員の方の勤務時間は増やさずにパート職員の方の数を増やすか、もしくはパート職員の勤務時間を増やすという、そういう認識でよろしいのでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 青戸教育長。

○教育長（青戸 晶彦君） 正職員も、それから会計年度任用職員も、勤務時間は7時間45分という時間で行います。どういう形にするかというのは、3パターンというか、

3シフトしくというふうなことです。早番、中番、遅番という形で職員を配置するというふうなことにするというふうな考えであります。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） ちょっとよく分かんないんですけど、3シフトにするということは分かりますが、ただ、受入れの時間自身が30分延びますので、その分、誰かが長く働かなきゃいけないか、もしくは、どっかで体制が薄くなってしまうというような感じを受けるんですが、そうではないんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 青戸教育長。

○教育長（青戸 晶彦君） 予定では7時半から6時半までという11時間に延長するというふうなことにする予定です。7時半から勤める職員と、それから8時から勤める職員と、それから9時45分から勤める職員というふうな形で、どう言やいいんでしょうね、早番の職員、それから、その次に中番の職員、遅番の職員という、同じ7時間45分働くんですけども、最初と最後だけは、ちょっと岡本議員おっしゃるように手薄になると言えばちょっと語弊が、我々は思うんですけども、人数的には少し薄くなるというふうなこと、そこをパートの職員さんで賄うというふうなことにしております。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 分かりました。パートの職員の方に頑張っていただかなきゃいけないということにはなってくると思うんで、そこは理解しました。

それで勤務時間が同じだとしても、時間が変わるというだけでも負担は増えるというふうに思います。シフトが変わって、例えば帰宅する時刻が30分遅くなるということだけでも、冬場は雪道の運転を心配される御家族の方もおられますし、夕食の時間が遅くなるということも、場合によっては家族にとって負担になります。時間外保育の延長は、保護者の要望に応えるために私も求めたわけですし、必要なことだと思うんですけども、それを支える保育教諭の方へは、やっぱり負担軽減とか処遇改善というようなことが必要で、先ほどそういったことを検討していきたいということだったんですけども、具体的にどういったことを考えられているか、教えてもらえないでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 青戸教育長。

○教育長（青戸 晶彦君） 今どこの職場でもそうですけれども、働き方改革という形で、なるべくなら、言葉は悪いですけど、楽に働けるような形っていうのをしていきたいというふうには思いますが、何分にもこども園ですので、子供がいるということっていうのが一番大きいことですので、なるべく保育教諭の方々に、今、タブレットを持っていただいている方やいない方もあるんですけども、保護者の皆さん方にすぐに連絡が取れたり、いろいろな情報が発信できたりというふうなシステムもやっておりますので、そういったことが全員が行えるような形、あるいは日々の保育教諭の場合ですと、担任を持つと年間の計画を立てたり、月の計画を立てたり、週の計画を立てたり、毎日の計画を立てると、こういったことをしておりますので、そういったものがいつでも計画が

立てられるような形で、今までは手書きだったものが、そういったものを今度はパソコン等々で行えるような仕組みっていうものにするっていうのも一つの方法かなというふうなことも考えておるところです。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） タブレットの導入というのは、議会でも導入してますし、これは大変便利なものですので、そこはぜひやっていただきたいと思います。

ただ、やっぱり教育長御自身もおっしゃってるように、小さなお子さんが相手ですので、タブレットだけではなかなか問題は解決しないと思うんですね。やや古い調査なんですけれども、厚労省が委託して行った平成23年の調査なんですけど、保育士の職場環境に関する悩みとして、責任の重さ、事故への不安というのが43%で最も多かったです。そして、次に多いのが給与というのが35%。それから、今年三重県内の保育士の有志の方が行ったアンケートなんですけれども、保育士不足の原因を問う質問で、最も多かったのが賃金が低いということで、532人中505人です。その次が、休みが取れない。これが532人中330人という結果が得られてまして、これは私が聞き取った結果からもそうなんじゃないかなというふうに思います。本当に、保育教諭の方は勤務する時間帯が朝から晩まで広い時間帯にわたりまして、子供の数に合わせて人数を確保しなければならないということで、休みづらいということもあるんじゃないかと思います。これだけのことをとって、あと、それに小さな子供を預かって、安全や健康管理にも気を配る責任の重い職種ということで、これだけのことがあるので、もうちょっと積極的に、単なる効率化ということじゃなくて、やっぱり給与面とか、あるいは人を増やして休みを取りやすくするとか、そういったことが必要ではないかなと考えるんですが、いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 青戸教育長。

○教育長（青戸 晶彦君） 失礼しました。議員おっしゃいましたように、子供を相手にするという部分では、大変精神的にもつらいものがあるというふうに私も感じています。そういう部分では、毎年、少ない割合ではありますけども、職員を毎年採用しているところなども、一つは、本当言いますと、数名入れたいという部分もあるんですけども、固まってしまうとなかなか難しい部分が、前回も言いましたように、ある程度の割合でずっと職員を採用していきたいという思いがありますので、今のところ毎年募集をして、採用しているというのが現状であります。そういう部分では御理解いただければなというふうなことを思いますし、給与面についても、西部町村、あるいは、県内のそういった施設等の研究もさせていただいておるところです。担任手当を出しているというようなところもあるようですので、また、うちの場合は、全員が担任という部分もありますので、そういうふうなことっていうのも一つは考えながら、給与面についても、これからは考えていきたいなというふうなことは思っておるところです。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 教育長は給与面についても考えていきたいということだったんですけども、町長のほうは、せっかくですので、いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 全体を通してっていう話だと思いますが、先ほどのアンケートの中身も御説明いただきましたけれども、国内でいきますと、やっぱり公立と私立と両方あるっていう環境の中で、そういった意味で、ちょっと分析は私はしておりませんのでよく分からない部分がありますけど、そういったところの偏りっていうところもあるのかもしれないなというようなイメージがあります。ただ、休みの関係につきましては、当然、保育士もそうですし、他の業種の中でお休みする場合には、必ず誰かが代理ではないですけど、そういったシフトを組まないといけなっていう業種がたくさんあるというふうに思っています。そういった意味でいくと、休みにくとか、そういったところは感じられる部分の業種の一つではないのかなというふうには思っていますので、そういったところは背景も踏まえながら、職員の福利厚生も含めてですが、そういった勤務体制の内容については、これからもやっていきたいというふうに思ってます。ただ、先ほど教育長のほうからも話しました給与面については、まだこれからの話でありますので、そういった内容がある程度整理した段階で、全体の中で決定、判断をしていきたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 給与面と勤務体制ということと、2つのお話があると思うんですけども、まず、勤務体制のことをちょっと、先ほど毎年採用されてるという教育長の答弁だったんですけども、私がお聞きするところによると、残念ながら、保育教諭の方、激務で、辞めたり休職されたりされてる方も何人かおられるということもお聞きしてるんですが、そういう方に復帰していただくということも一つの要素でありますし、結果的に保育教諭の方の、特に正職の方の数というのはちゃんと増えてるんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 青戸教育長。

○教育長（青戸 晶彦君） 正職の数は、増えているというふうに認識しております。先ほどありましたように、確かに、激務かどうかっていう部分っていうのは、で休んでるっていうふうなことっていうのが言えるかどうかっていうのは、ちょっとなかなか難しい部分かなというふうなことは思うんですけども、そういう部分も考えた勤務体制といえますか、勤務の仕方というものをやはり考えていかなければいけないなというふうなことは思って、園長等ともお話をさせていただいてるところではあります。ですから、今回の延長についても、3つのシフトでみんなが同じような形で、やはり分担し合って勤務を行うというふうなことっていうのを大前提にして、取り組んでいるところであります。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） そうですね、皆さんが平等にという、みんなで負担を分け合うということは大切だと思うんですけども、やっぱり基本的には数を増やさなきゃいけないんじゃないかと思います、いろいろありますけれども。

それで、教育長、町長、どちらでもいいんですけど、今度、給与面についてお聞きするんですが、日南町職員の給与に関する条例によりますと、保育教諭と一般の職員の方で、職務の級に違いは見られないんですけど、表の上では。実際の運用としては、これ、どうなってるんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 給与面に関しましては、御案内のように、行（一）という給料表を適用しておりますので、ですから、通常の一般の職員と同じような給与体系ということとさせていただいてるところであります。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 同じなんですよ。別にほかの職員の方がどうこうと言うつもりはないんですけども、やっぱり先ほどから申し上げてるように、保育教諭の方というのは本当に大変な仕事を、しかも時間的にもほかの仕事に就いておられる方の外側をカバーする仕事をされてるわけです、朝早くから晩まで。そういった意味でも、保育教諭の方の正職の方、待遇改善ということも考えていただいてもいいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 給料表で申し上げますと、一般論でございますが、一般事務職っていうところは、やっぱり年齢に応じて右肩上がりというところが一般的な給与ラインであります。ですから、全体で申し上げますと、給料表にもそれぞれあるというふうには思っておりますが、病院なら病院でも看護師あたりは医療職の2級だとか、いろんな分野の中で業種において、給料表ってというのが一般の中で作られておりますので、そういった意味で、すごく安いとかっていう話ではないというふうに私は思っております。ただ、現場に応じた形で手当みたいな感じのところの話が今検討っていう話をされましたので、その辺は現場に応じた形で適切なものはあるというふうに思っておりますので、その辺の状況、環境を整理しながら判断をしていきたいというふうには思っております。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 手当というのもいいんですけども、基本的には基本給、あるいは昇給のステップを上げるとか。この間、処遇改善の補助金を国が出すといったときには、処遇改善するその補助金が出るという条件として、国が例示してるのがそれなんですね。基本給のアップ、または昇給のステップを広げるというようなことを国が言ってるので、手当もいいんですけども、ぜひそういったことも検討していただきたいと思います。

それで、あと、正職員よりもさらにちょっとどうかなと思うのが、先ほどからパート

の職員の方の負担というか、に頑張ってもらいたいということがあるんですけども、会計年度任用職員の方ですね。これ、保育教諭の処遇はどうなっているか、町長、教えてもらえますでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 基本的には、職種に応じた形での会計年度職員の給料という考え方は個別に持っているというふうに認識しております。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） そのとおりなんですけれども、職種に応じた基礎号給ですね。どなたか答えていただけませんか。

○議長（山本 芳昭君） 實延総務課長。

○総務課長（實延 太郎君） 今、具体、それぞれの級の資料を手元に持ち合わせておりませんが、経験年数等に応じて、それぞれ反映させておりますが、基本は行政職、会計年度任用職員の基準に基づいて、それぞれ昇給等も行っている状況でございます。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） ちょっと、よく分かんないんですけど、私が見てるのは、日南町会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則というものなんですけれども、これによると9つの職種区分がありまして、それぞれに基礎号給と、その上限というのが定められています。会計年度任用職員の方の場合、どの職種の方もこれでいいということはないです、はっきり言って。これでいいということはないんですけども、特に、保育教諭、これはちょっと古い表記で保育士ということになってますが、保育教諭の方は、基礎号給が1級の9号給です。これはどういう位置かということ、保健師、看護師の方が1級15号給です。さらに、公設塾講師、交流支援員の方が1級13号給です。この方たちがどうこうというんじゃないですけども、さらに低い1級9号給が保育教諭の方の、会計年度職員の基礎号給ということになってます。上限はこの基礎号給に伴って決まってくるので、基礎号給が低いと、当然上限も低いということになります。この処遇というのがどうなんでしょう、どうしてこういうことになったのか、あるいは私が、もしこの捉え方を勘違いしているのであれば、そのことも指摘していただきたいとは思いますが、どうなんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 實延総務課長。

○総務課長（實延 太郎君） 会計年度任用職員の運用につきましては、それまでに、従前に制度から変わり、令和に入ってから、最近始まったところでございますが、その辺りも近隣市町村の状況も鑑みながら、本町におきましては、こういう職種についてはこうだと、一般事務については1級1号給からスタートし、保育教諭につきましては、先ほど議員おっしゃいました1級9号給から上限1級25号給という定めを現在してございます。いろいろと考え方もあろうかと思いますが、これまでの状況等も踏まえながら、現時点では、こういう定めで運用しているということで御理解賜りたいと思います。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 分かりました。でしたら正しいんですね、私の考え方。現時点では1級9号給ということで、かなり会計年度任用職員、保育教諭の方というのは位置として、何ていうんですか、かなり低い給料の位置に位置づけられているということで、この点はぜひ、今回、時間延長するからというそれだけではないんです。もともとやはり非常に激務で、保育教諭になりたいという方でも、町内の方がにちなん十色はやめておけとかって、そういうことをおっしゃる方もおられるような状況もありまして、近隣市町村との比較というのもあるとは思いますが、ここは思い切って、日南町で改善すれば、それに近隣市町村もついてくるということも考えられますので、町長、いかがでしょうか、この保育教諭の会計年度職員の処遇については改善していただけないでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 低いか高いかって話っていうところは当然出てくるわけですが、基本的には会計年度職員という仕組みの中で、全ての市町村の中でこういった取組が変わってきております。その中で、会計年度職員というのは、基本的な話ですけど、1年契約っていうところの取組で、当然継続っていうところはあります。ただ、うちの中で申し上げますと、長期にお世話になっている皆さんと、そうでない、初めての方とか、いろんな状況が変わってきております。というのが町内の現状であります。その中で、保育士の位置づけっていうところと、そこは、ある意味では一般的な捉え方をさせていただかないといけないのかなというふうに思っております。ただ、基本的な考え方としましては、専門性だとか有資格だとか、そういったところの中で取組をいただいている皆さん方っていうのは、やはり若干の一般事務とは違った形の中で整理をさせていただいてるというふうに思っております。ですから、これを個別にどうこうということではないというふうに思っておりますので、経験を積みながら、給与のほうは1号ずつ、経験値に合わせた形での給料のアップというところも持っております。ただ、これ、全国的な取扱いっていうところもありますので、現在の、どういんでしょうか、様々な手当の変更だとか、そういったところがこれからも生まれてくる可能性はあるというふうに思っておりますので、そういった中での有効な改善はしていきたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 長期の方とそうでない方というような、そういうおっしゃり方をされると、それこそ会計年度任用職員の方は立つ瀬がないというか。会計年度任用職員の方は5年ほどですかね、4年か5年かそのぐらいまでは昇給しますけれども、その後、給与が頭打ちになってしまうんですよね。だから、これは別に保育教諭の方に限ったことではないですけども、町長が、長期の方とそうでない方というので評価するというのであれば、それこそ会計年度任用職員の仕組みそのものをもっとしっかりと

見直していただかなきゃいけないということになります、いかがですか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） ちょっと説明の不足かもしれませんが、現状の中で長くお世話になっている皆さんがおられますっていうことの意味合いで申し上げたので、それを給与と全て位置づけているっていうことではなくて、そういう町内での役場の中での実態ということでの、逆に言えばお礼的な見地で申し上げたというふうに御理解いただければというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） だから、反対に言うと、経験があった方は最初から上限に近い号給になるんですかね、そのまま上がらないというような状況になってしまって、いずれにしても、会計年度任用職員の方の処遇っていうのは大変にひどいわけですよ。ですんで、ちょっとそこはまた話が保育教諭の話とはちょっとずれてしまいましたが、そういったことも含めて検討していただきたいと思います。特に、保育教諭の方は今申し上げたように、頑張っているのに、あまりにも待遇が、給与面でどうなのかなというところがありますので、そこはぜひ検討していただきたいんですけども、再度どうでしょうか、中村町長。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 私は、保育もそうですけれども、全ての業種の皆さんが一生懸命頑張っているという認識を持っております。ですから、個別にっていうことではなくて、ただ、やっぱりこういう制度も国から下りてきた仕組みであります。ですから、これで全ていいというふうには私は思っておりませんが、そういった状況も鑑みながら、給料アップにつながるっていう動きに関しては、これからも多分あるんだろうという認識を持っておりますので、そういったところでの対応はしていきたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） ちょっと、何をおっしゃりたいのかあんまりよく分かりませんが、国とか、他市町村の、ほかの自治体の動向ということなんでしょうかね。ぜひ、日南町独自のやっぱり子育てに力を入れておるといようなところを、こういった面でも、本当に保育教諭の方大変だと思いますので、別にほかの職種の方が大変じゃないとは言いませんけれども、特に、本当に大変で、今回、時間も長くなるので、ぜひ検討していただきたいと思います。

そうしたら、この問題についてはここまでにして、次に、西部広域行政管理組合のごみ処理広域化についてなんですけれども、まず、彦名の自治連合会からの要求書なんですけど、しっかり説明するとの答弁でしたけれども、先ほども申し上げましたとおり、要求書の内容は、その内容が実行されるまでは一切話合いや説明会等には応じられないというふうには書いてるんですけれども、一体どのように説明を行うんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 議員おっしゃられるような文言の要望書っていうか、要求書だったというふうに私自身も認識しております。その中で、西部広域としても、今までの説明をする中で、こういう自治会からの要望っていうところになっております。ですから、やっぱりわだかまりをなくすための説明っていうのを、やっぱりさらに充実した形の中でやっていただきたいというのが事務局としても考えておられますので、当面はそういう動きを注視していきたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） いや、私がお聞きしてるのは、その説明をどうやってするかということなんですけれども。話合いや説明会などには応じられない、一切話合いや説明会などには応じられないというふうに書いてるんですが、そういった住民の方を相手にどんなふうに説明をするんですか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 文面はそのように書いてあるというふうには、先ほど申し上げましたように認識しておりますが、とは言いながら、やはり説明っていうところは不十分だったというふうな認識を事務局もそうですし、私たちもそうかなというふうな、反動的なところから言えば、そう判断せざるを得ないのかなというふうに思っておりますので、ですから、間口を少し広げていただく形ということに努力をしていくことが、まずは大切かなというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） なるほど、一切説明には応じられないという、そのところから説得していくという、そういうような感じになるのかとは思いますが。どうやってやるのか、どうやってコンタクトを取るのか、ちょっと私にはよく分かりませんけれども。

それで、要求書の内容は、搬入路の確保の困難さ、生物調査、大気、景観、交通量、文化財のほか、用地選定の段階で、昨年10月には中間処理施設の最終候補地に尾高・日下地区が選定されているにもかかわらず、利害関係者である県地区、これは日下自治会という候補にも上がった自治会を含む地区なんですけれども、その県地区の自治連合会の会長が用地選定委員のまま解任されなかったこと、それから、島根原発の30キロ圏内に彦名地区が入っていることが評価項目に入っていないなど、いずれも妥当と思われるものです。住民の方の理解を得るには、要求書のとおり、選定委員を交代して用地選定をやり直すしかないと思うんですけれども、町長、いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 組合のほうとしても、様々な皆さんの判定委員会という会議を持ちながら、設定をして取り組んでこられたというふうに認識しております。その中で項目的にはどうかって話があるにしても、いずれにしても現時点での段階では、やはり

しっかりとした説明の中で自治会と話ができる体制づくりというのを構築するのが優先的だろうと思います。その中で、会話の中で、例えば判定の見直してっていうのが出てくるのかもしれませんが、その段階でやはり組合としても、また協議を重ねていくっていうことの積み重ねが大事ではないのかなというふうには思っております。いずれにしても、どういう形になるかは別として、間口を、門戸を開けていただきながら話合いができる体制づくりに、事務局がまずは頑張っていたきたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 具体的には、どんな働きかけを事務局はされているんですか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 現時点で申し上げますと、そこまでの話はしておりませんが、体制というか、方向性については確認をさせていただいてるというふうに思っておりますので、これからになるのか、既に始まっているのか、ちょっと定かではありませんけれども、そういう方向の中で動くということは確認をさせていただいているというふうに報告をしたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） では、その経過というのをまた教えていただきたいと思います。

それから、その次の問いなんですけれども、建設候補地をそもそも決めることがいいことかどうかということ。ごみ処理を一括して行うという方針に変わりがなかったとしても、分別をどうするか、どのような施設を造るかということによって全く状況は変わってくると思います。現状では、生ごみもプラスチックも一緒に燃やすというのが基本構想の考え方です。しかし、徹底的に分別して焼却施設を造らないということも考えられますし、新しい提案の窓口にあるように、メタンガス化プラント、加水分解施設ですとか、施設規模の縮小効率化という、もうダイレクトにそういうことを言ってくる提案もあるわけです。こういったことは基本構想では全く触れられてないんですけれども、触れられないです。だから、施設のために必要な面積も全く今は分かりません、その施設の条件、そういったことも全く分かりません。これで建設候補地を決めるというものの、何ていうんですかね、正当性というか、それでいいんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 基本的には、令和14年だと思えますけど、稼働開始ってところのスケジュール感の中で、西部広域の全体の中で一括処理するっていう考え方の基本構想は出来上がって、それに向けて今、随時稼働してるっていうか、動いてるっていうふうな段階であります。基本構想の中ではありますけれども、今回の御質問にありますような設備だとか、そういったところの様々な在り方についての公募を受けながら、

提案を受けながら、選択をしていくっていう状況が今流れておりますので、そういった様々な民間の皆さんの技術っていうところを取り入れながらというところの現時点でありますので、あわせてリサイクル的なところの考え方も同時に進めながらという段階ではないのかなというふうに思っておりますので、ですから、基本構想を根本から見直すということには該当にならないというふうに私は思っております。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 具体的に、どんなことが今、西部広域で話し合われてるんですか。全く公表されてるベースでは用地選定のことしかなくて、基本構想の中身をどうするかっていうようなことはないんですけども、どうなんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 高柴住民課長。

○住民課長（高柴 博昭君） 用地選定と並行しまして、ごみ処理をどのようにするかということも検討しています。その中で、議員のほうで、プラスチックを燃やすということの発言がありましたけども、新しい処理施設のほうでは、プラスチック類、プラスチック容器包装と製品プラスチックのほうを分別で出していただいて、リサイクルをするという施設にするということで決定いたしました。大きなところではそういうことですけども、出すものとしては、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、缶、瓶、ペットボトルということにして、新たにプラスチックのほうを別個に分けて、リサイクルの施設に出していくということが決定しましたので、報告いたします。以上です。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） すみません、それはどのレベルの決定ですか、管理者会議ですか、あるいは組合の議会に諮ってるんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 高柴住民課長。

○住民課長（高柴 博昭君） 現在のところ、正副管理者会で報告して決定したということとあります。以上です。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） ということは、正副管理者会議で決定して、これから議会に諮られるという、そういうことなんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 高柴住民課長。

○住民課長（高柴 博昭君） はい、そのとおりです。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） そうしたら、その時点で公表されるということなんでしょうから、それは、じゃあ、楽しみに待っております。

ただ、プラスチック、容器包装プラスチックを分別するとなると、これ、結構、可燃物の中で多分20%とか、重量です、容積でいったらもっとですけども、そのくらいはあると思うんで、ごみ処理の施設の規模そのものを見直さなきゃいけないと思うんですけども、その辺りはどう考えておられるんですか。

○議長（山本 芳昭君） 高柴住民課長。

○住民課長（高柴 博昭君） 分別施設のほうは必要になりますけども、燃やすわけじゃなくて、分別して、実際のところ考えているのが、容器包装リサイクル法の指定法人ということで、日本容器包装リサイクル協会のほうに委託して出すということでの方針を考えております。以上です。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） リサイクル先はそう考えておられるのであれば、それでいいんですけども、焼却施設のほうです、焼却施設の規模が基本構想で考えてるもの、何トンでしたっけ、250トンでしたっけね、あれは必要ないんじゃないかという、そういうことなんです。

○議長（山本 芳昭君） 高柴住民課長。

○住民課長（高柴 博昭君） 規模については、今ある米子の施設よりは小さいものと考えてるということですので、プラスチック類は減りますけども、ごみはそんなに減らないのではないかというふうには思ってますが、計画する中で大幅に減れば施設も小さくということは考えられると思います。以上です。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 先ほど課長のほうから申しあげましたけど、西部広域のこれからの流れにつきましては、正副管理者会議であるとか、最終的には議会のほうでの承認っていう形の中で進めさせていただくって話であります。ですから、現時点では、様々なところを1つずつ決めながらという流れだろうというふうに思ってます。ですから、それによって多少数量的な変更が生じるってことはあるかもしれませんが、あわせて、御案内のように1か所にずっと集めていくっていう仕組みの考え方がありますので、そういった意味で、様々な課題もそのたんびに出てくるっていうふうに思ってます。改めてそういったところは、決定事項につきましては、私のほうからも含めてですが、皆さん方に報告というか、それをさせていただきたいというふうに思っておりますので、先ほど課長申しあげました内容が全て違ふとかいうことではなくて、改めて私のほうからも現状報告という形の中で、整理をさせていただきたいというふうに思ってます。以上です。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） はい、それはまた報告を待ちます。

ただ、先ほど高柴課長のお話を聞いてて気になったのは、ごみはそんなに減らないのではということだったんですが、これは、そもそもプラスチック、資源循環促進法ということで、昨年の4月に施行された法律ですけども、その前からなんですけれども、ごみはまず減らしてくださいと、それが国の言ってる第1の方針なわけです、3Rとか4Rとかいいますけれども。だから、ごみは減らないのではないかとじゃなくて、減らさなきゃいけないんですけども。

それと関連してお聞きするんですが、日南町の一般廃棄物処理基本計画、これ、5年ごとの見直しということで、前回、いつだったか、見直しをするというようなこともお聞きしたと思うんですが、この見直しはどうなっているんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） ちょっと、大分通告からそれておりますが、ちょっと修正をしていただきたいと思います。

○議員（5番 岡本 健三君） いや、ずれてはおりませんで、結局、西部広域のごみ処理のことを考える場合には、その基本となる各市町村の方針というのが大切になってきます。市町村でごみを減らすとえば、西部広域が幾らたくさんごみを持ってこいといっても、ごみは出てこないわけです。そういう意味で、この町の一般廃棄物処理基本計画というのが非常に大事になってるわけです。これは以前もお聞きしましたけれども、市町村の責任ですので、これ、ごみ処理については、その点についてどういうふうになっているのか、教えてもらえますでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 昨今の流れの中で、ごみを減らすっていう基本的な考え方はそのとおりだろうというふうに思っております。ただ、今回、西部広域の中で、減らないかもっていうような発言をしたと思っておりますけれども、ただ、それは全ての市町村が集まったときっていうことの中で、現状と、これからの、どういんでしょうか、全体の話でありますので、そういった考え方の中で、ある程度試算の中でそういう数字が生まれてきているという話だろうというふうに思っております。実態的には、これから少しずつ人口が減るっていう話もありますが、広域全体で考えるとどうかっていう話はまた違う話だろうというふうに思っております。そういった意味で、様々な仮定にはなりますけれども、緊急的なところとか、そういったところも加味しながらで申し上げますと、そういったところで規模というのは生まれてくるんだろうというふうに思っています。ですから、現状で申し上げますと、先ほど申し上げましたように、改めてっていう話はさせていただきたいというふうに思っております。ですから、基本的には、1人当たりっていうところは減少していくっていうことの目的は、そのとおりだというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 全体で集まってどうこうというものもあるのか分かりませんが、町としては、グリーンドリーム計画でプラスチック等の資源化ですとか、ごみの資源化を推進という方針が上げられてるんですよね。だから、もし、西部圏域で全ての市町村集まったときに、いや、ごみは減らないだろうって話になったら、それはおかしいから、うちは外れますっていう話にならないとおかしいと思うんですけれども。だから、矛盾してきてるんですよ、西部広域の方針と町のグリーンドリーム計画とか、一般廃棄物基本計画が。そう思いませんか、町長、どうですか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 基本的には、全部の市町村で、西部の市町村で一緒にこういったごみ処理というのをやっていきましょうっていう考え方でありまして。現時点では、それぞれの市町村が役割っていうところを持ちながら、焼却なり、リサイクルを進めてきているという話であります。ですから、令和14年を目標に稼働というところを目的に、最終処分場も含めてですが、そういった取組を進めている段階であります。ですから、少しずつこれから変更もしていかないといけないし、また、それぞれの市町村の計画も同時に併せながら変更していくってことの状態でありまして、ですから、一つを取って全て見直すという話にはならないというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） とにかく、国の方針、あるいは世界的なパリ協定ですか、そういったものの方針に沿って、きちんとして対応をしていただきたいと思います。1つずつおっしゃるのであれば、全部一遍には無理かもしれませんが、そこを求めます。

それでは、佐木谷の養豚場について移ります。まず、最初の福島県の件ですね、これについて、県や村の迅速な対応により問題解決が図られたということなんですけれども、地元の水稻に対する影響については、どのように聞かれてるのでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 角井副町長。

○副町長（角井 学君） 地元の水稻に対する影響についてのお尋ねでございますが、報道ベースによれば、一定の被害というのを被ったというふうにはお聞きしております。以上でございます。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 私が、村役場に聞いたところによると、いもち病などが発生しまして、例年どおりに正常化するのはいち無理な状態だというふうにお聞きしますが、いかがでしょうか、そういった情報は入ってないでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 角井副町長。

○副町長（角井 学君） そのような役場のほうに連絡して確認ということはしておりませんので、そういった情報というのは入手しておりません。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） そうですか。それでしたら、私のほうが多分、正しく情報をつかんでるんじゃないかと思っておりますけれども。確かに現在では水質改善が進んでいるということですけども、それも法律の基準値以内に落ち着いたのはここ一、二週間ということらしいです。報道にもありましたけれども、4月以降、毎日のように汚水の苦情が寄せられていたという話なんで、迅速な対応といってもやっぱり数か月間かかって、ようやく落ち着いたということだと思います。だから、そういった事故が起こると、非常にやっぱり大きな影響がある、そのことはよく理解していただきたいと思っております。

それであと、申し上げておきたいのは、事故を起こした養豚場を運営する神明畜産と

いう会社ですけれども、これは全国で、肉牛4万8,000頭、養豚18万頭を手がける日本でも有数の畜産事業者です。そんな大きな事業者でもこういった事故を起こすことがあるということで、やっぱり先ほど町長の答弁では、経営状態というようなこともありましたが、そういうことももちろんですし、そのほかにも企業の信頼性というのをやっぱり見極めていく必要があると思います。その信頼性というのは、一つは、やっぱり必要な情報、求めている情報が公開されるかどうかにもよると思うんですけれども、前回、ファロスファームの名和農場で行われている汚水処理の現地調査について、私から求めたんですが、その件については、その後検討していただいているのでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 角井副町長。

○副町長（角井 学君） その後、あの後、ファロスファームのほうと話をしまして、そのようなお願いというか、現地での視察というのをお願いしております。ファロスファームからは、事業計画まだ練り上げ中という段階ということもあるんですけども、現時点では、なかなか外に排水しないというやり方そのものがやはりできないということもあって、そこについては町も引き続き排水しない方策の検討を強くお願いしているところではありますが、名和については、今排水していないと、中で処理しているということで、自分たちとしてはそこを見てもらってもあまり意味がないのかなということをおっしゃっておられまして、今、広島に農場がございます。その農場を見せていただくことができないかというような話を今あっておりまして、それについてちょっと対応を検討しているところでございます。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） ちょっとどうかと思うのは、やっぱり住民の方の要望と、それだと全く異なってくるわけですね。広島に農場を見せてくれるというんだったら見たほうがいいのかもかもしれませんが、やっぱり住民の方が排水しないでくれと、出さないでくれと言ってるんだから、それに対応した名和の農場の状況を見るというのが必要だと思うんですけれども。どうなんですかね、それは引き続きそこについてはあれですね、交渉していただくということですね、重ねてですが。

○議長（山本 芳昭君） 角井副町長。

○副町長（角井 学君） 交渉というか、そこをまだ結論出しておりませんので、それについては、その全体計画の中で方向性が決まれば、それに合ったような排水、浄水の設備を備える施設を見ると、視察するということになるかと思えます。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） その計画について、関連でお聞きしますけれども、開発事業の許認可というんですか、開発事業の届出、県の、これ全員協議会で説明がありましたけれども、これについて新たな林地開発をしなくても、造成して、区画形質の変更があれば、この届出の対象になるように思うんですが、その辺りはいかがなんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 角井副町長。

○副町長（角井 学君） そのとおりでございます。森林開発とは関係なく、現在の敷地13ヘク余りというふうに認識しておりますが、その敷地内で1ヘク以上の土地の区画整理を行う場合については、盛土等の許認可手続を行う前に、県に対して事業者はその全体の事業計画を協議する必要があるというふうに定められておりますので、おっしゃられるとおり、その中で県に対して協議を行っていただくということが必要となります。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 現在の計画というのは、そういう1ヘク以上の造成をするという計画になっているのでしょうか。その造成については計画分かってきているのでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 角井副町長。

○副町長（角井 学君） 事業計画のまだ上がってきておりません。しかしながら、今現在の敷地内が13ヘクでございます。当然ながら、ここをほぼ造成する、今解体が進んでおりますので、その後、整地が行われるというふうに理解しておりますので、いずれにせよ、1ヘク以上の土地の区画整備というものが行われると、それについてはファロスファームのほうも、そのようにおっしゃられてますんで、当然ながら、この手続が必要になってくるということになります。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 分かりました、その点は。

それから、最初の質問した森林開発地の件ですけれども、植栽の本数が、今十分されているのでしょうか、ちゃんと活着しているのでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 多少、枯れたっていうか、そういったところがある場合は補植をしていただいているっていう経過がありますので、ちょうど現時点で、今年になってっていう話になるとちょっと私も情動的には仕入れておりませんが、いずれにしても、先ほど申し上げましたように、県が中心としながら、そういった毎年の点検というところをやっていただいておりますので、そういったところの中で支障が出てくるようであれば、その対応はしていかないといけないというふうに認識しております。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 多少とかいうことで、ちょっと非常にアバウトな表現でしたけども、県との情報共有はちゃんとしていただいているのでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 坂本農林課長。

○農林課長（坂本 文彦君） 県のほうとは情報共有はしております。開発地の補植のほうも昨年度しまして、今年度も調査のほうには県のほうも入っておりますし、今回は、今年度から農林課のほうも一緒に開発地のほうの調査のほうに同行しております。

それで、昨日、実は調査のほうがございまして、県のほうが入りまして、町のほうも同行いたしました。昨年植えたものにつきましては、活着している部分もありましたけれども、やはりなかなかつきにくいところもあったというふうな話を聞いておりますので、また、調査報告のほうについては県とも共有しながら、また皆さんとも共有したいというふうを考えております。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 調査報告を、じゃあ、待っております。

それで、時間があまりないですが、最後に、進入路の契約についてなんです、これ、住民の理解が得られない限り契約延長はしないという、そういう認識でよろしいでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 基本的には、説明した中で住民の皆さんの同意が得られるように努力はしていかないといけないというふうには思っております。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 努力ではなく、きちり住民の方の理解を得ない限りは、もうそこは使わせないぐらいの気持ちで町としては臨んでいただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 基本的には土地の契約っていう話でありますし、用途も進入路っていうのが主体的なところの位置づけになっておる場所であります。ですから、全体計画の中で、そういったところを理解しながらというか、まずは提案をしていただかないといけませんけれども、そういった内容も整理しながらという形になるというふうに思っておりますので、それを地域の皆さんにも連絡会議の中にも説明させていただきながら、整理をしていくっていうことではないのかなというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 以上で岡本健三議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開を午後1時からといたします。

午前 11時 54分休憩

午後 1時 00分再開

○議長（山本 芳昭君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第2 議案第53号

○議長（山本 芳昭君） タブレットの議案書ファイルをお開きください。3ページから。

日程第2、議案第53号、専決処分の承認を求めることについて（工事請負契約の変更について）を議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第53号、専決処分の承認を求めることについて（工事請負契約の変更について）でございます。議会の権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項指定の件第1号の規定によりまして、工事請負契約の変更について別紙のとおり専決処分しましたので、地方自治法第180条第2項の規定によりまして、これを本議会に報告して、承認を求めるものでございます。

内容ですが、最初に工事名です。町道霞福塚線法面対策工事（下石見2工区）でございます。変更契約の金額でございますが、契約金額が5,588万円ちょうどでしたけれども、変更後の額が5,567万9,800円ということであります。この変更によります減額が20万2,000円でございます。消費税込みの金額でございます。契約の相手方でございますが、鳥取県日野郡日南町生山11番地1、有限会社岡田建設、代表取締役岡田浩徳でございます。変更契約日が、令和5年7月20日でございます。

工事変更の理由でございますが、現地の地盤条件に伴うアンカーといいたし、土中中、あるいは岩用、岩盤用というところがありまして、それを選択し、施工した材料、アンカーの変更によるものが、マイナスの149万3,000円、もう1件は、実績に伴いますボーリングマシンの移設回数の変更ということで、マイナスの4万4,000円を上げております。そういった内容で変更を生じたものであります。御承認いただきますようによろしく申し上げます。

○議長（山本 芳昭君） これより本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） お諮りします。ただいま議題となっております議案第53号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、議案第53号の本日の審議は、質疑までにとどめることに決定しました。

日程第3 議案第54号

○議長（山本 芳昭君） タブレット7ページから。

日程第3、議案第54号、財産の取得について（消防ポンプ自動車購入（CD-1型））を議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第54号、財産の取得について、消防ポンプ自動車購入ということで、CD-1型でございます。次のとおり、財産を取得することにつきまして、地方自治法第96条第1項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものでござい

す。

内容ですが、財産の取得の内容ですが、物品ということで、消防用のポンプ自動車C D-1型でございます。契約の相手方ですが、鳥取県鳥取市古海365番地1、株式会社吉谷機械製作所、取締役社長、吉谷勇一郎でございます。取得の予定金額ですが、2,926万円ちょうどです。消費税込みの金額でございます。納期ですけれども、議会議決の日から令和6年3月29日までとしております。なお、このポンプ自動車でございますが、福栄の分団のほうに配車する予定でございます。以上、説明終わります。

○議長（山本 芳昭君） これより本案に対する質疑を許します。

発言に当たりましてお願いがあります。発言をされる前には議長と一言いただいで、少し間を開けて発言をしていただきたいと思っておりますので、御協力のほどよろしく願いをいたします。

8番、櫃田洋一議員。

○議員（8番 櫃田 洋一君） 緊急車両なので、いろいろな考え方はあると思うんですが、先日、6月に行われましたポンプ操法大会がありました。この中で、何台かの市町村のポンプ車に、この、ちょうど写真がついてますけども、シルバーでシャッターの部分があるんです。このシルバーのシャッターの部分に、その町村のロゴマークですとか、少しそういったIDというんですか、がちょっとあった車がありましたので、緊急車両なので必要性があるかどうかはちょっと考えるところはありますが、日南町そういった考え方を、それについてはどう思われますでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 實延総務課長。

○総務課長（實延 太郎君） このたび仮契約しました車両につきましては、ロゴ等は設ける予定はございません。しかしながら、今後におきましては、議員、御意見賜りましたことを基に内部でも検討してみたいと思っております。

○議長（山本 芳昭君） 7番、大西保議員。

○議員（7番 大西 保君） 福栄分団のほうに来年度3月末の納入ということですが、現在の消防署のこのポンプはどうされるんですか、現在の。

○議長（山本 芳昭君） 實延総務課長。

○総務課長（實延 太郎君） 現時点での予定でございます。車両購入後は、現車両は売却したいと考えてございます。

○議長（山本 芳昭君） お諮りします。ただいま議題となっております議案第54号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、議案第54号の本日の審議は、質疑までにとどめることに決定しました。

日程第4 議案第55号

○議長（山本 芳昭君） タブレット9ページから。

日程第4、議案第55号、日南町特別医療費助成条例の一部改正についてを議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第55号、日南町特別医療費助成条例の一部改正について。次のとおり、日南町特別医療費助成条例の一部を改正することにつきまして、地方自治法第96条第1項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものでございます。

内容ですが、子供といいましょうか、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいうということですが、この子供の医療費に対する助成額を被保険者が負担することとなる費用の全額に引き上げるという内容でございます。鳥取県の特別医療費助成条例の一部改正をする条例が、鳥取県議会の6月定例会にて可決されました。これに伴いまして、日南町の特別医療費助成条例の一部を改正を行いまして、子供の医療費に対する助成額を被保険者が負担することとなる費用の全額に引き上げるという内容でございます。施行期日ですが、この条例は令和6年4月1日からの施行ということでありまして、よろしく申し上げます。

○議長（山本 芳昭君） これより本案に対する質疑を許します。

5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 県の条例改正に合わせた条例改正ということだと思えますけれども、まず、確認ですが、県と町の補助金の負担割合というのは、どうなるのでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 高柴住民課長。

○住民課長（高柴 博昭君） 県が2分の1、町が2分の1で折半でございます。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） これまでと変わらない、2分の1ずつということですね。それで、この別表第6号に関する、18歳以下の子供に関することについて、これまでのおおよその町負担額と、条例改正による増額というのを教えてもらえるでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 高柴住民課長。

○住民課長（高柴 博昭君） 参考までに、令和3年度の実績で、負担の増の額を試算しますと、99万円増額ということで、総額が約470万円の支出になるものと考えております。以上です。

○議長（山本 芳昭君） お諮りします。ただいま議題となっております議案第55号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、議案第55号の本日の審議は、質疑までにとどめることに決定しました。

日程第5 議案第56号 から 日程第8 議案第59号

○議長（山本 芳昭君） タブレット11ページから。

日程第5、議案第56号、令和5年度日南町一般会計補正予算（第4号）、日程第6、議案第57号、令和5年度日南町簡易水道事業会計補正予算（第1号）、日程第7、議案第58号、令和5年度日南町下水道事業会計補正予算（第1号）、日程第8、議案第59号、令和5年度日南町病院事業会計補正予算（第2号）、以上、令和5年度補正予算関係4議案を一括議題とします。

各案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第56号、令和5年度日南町一般会計補正予算（第4号）であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,217万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億343万9,000円とする内容でございます。

第2条のほうで、地方債の変更につきましては、第2表、地方債補正を御覧いただきたいと思っております。

内容でございますが、総括的に申し上げますと、今回の補正予算の趣旨でございますが、町が直面する経済、社会の危機を突破し、アフターコロナの共創と協働のまちづくりに向けた取組を加速化する事業等につきまして、健全な財政運営の歩みを堅持しつつ、積極的に盛り込むことといたしました。

具体的にはですが、物価高、エネルギーの高騰等に対応する町民生活の支援に加えまして、町民の命と健康を守るための防犯・防災対策や健康づくりの充実と強化など、住民サービスの向上、また、令和4年度の事業評価等を踏まえた取組等につきまして、積極的に計上し、迅速に対応する予算としておるところでございます。

主な補正でございますが、最初に歳入でございます。国庫支出金ということで1,020万4,000円、新型コロナウイルスの感染症対応地方創生臨時交付金が801万3,000円、また、内容ですが、物価高、エネルギー高騰等に対する町民生活の支援策に充てる財源の一部として、内部留保しておりました残りの全額を計上する内容でございます。

2つ目ですが、その他の国庫補助金として、219万1,000円ということでありませう。新型コロナワクチン接種費用の追加、あるいは道路改良事業、埋蔵文化財の調査事業等の支出増に伴う内容でございます。

続きまして、県支出金ですが、451万9,000円、こども園の山の上分園、園庭の芝生化事業、県営基盤整備事業等の増額に伴う内容でございます。

繰入金ですが、5,113万4,000円、経済対策等に対して不足する財源は、財政調整基金からの繰入金を充てておる内容でございます。

町債ですが、2,390万円ちょうど。過疎債のハード分ですが、内訳としてハード分ですが、2,330万円を予定してのものでございます。山振施設の改修、あるいは町道のり面対策工事等の増額に伴う内容を計上しております。また、過疎債のソフトのほうですが、60万円ちょうどということで、LEDの防犯灯の設置補助、あるいは町内産モチ米の促進事業の実施に伴う内容をソフトとして計画をさせていただいてるところでございます。

続きまして、歳出のほうです。総務費の、最初に一般管理事務ということで40万円ちょうど。LEDの防犯灯の設置補助について、地域の要望を踏まえ、事業費を拡充する内容でございます。

続きまして、消費者保護対策事業ということで31万9,000円。巧妙化する詐欺被害防止のため詐欺防止ステッカーを製作し、町内全戸に配布するものでございます。

同じく総務費の公共交通確保総合対策事業に78万4,000円。さらなる公共交通のサービスの向上を目指すために、中心地域を巡回しておりますバスの試験運行によります効果検証を図るものでございます。

続きまして、民生費でございます。生活困窮者自立支援事業ということで120万円ちょうどです。物価高、エネルギーの高騰対策としまして、当初の予算から実施をしております生活困窮の世帯の支援給付金を継続する内容でございます。

次に、認定こども園の管理運営事務ということで197万2,000円でございます。山の上分園の園庭の芝生化ということで行う内容でございますし、また、保育園の保育環境の改善を図るため、老朽化した保育室の床を一部改修するという内容でございます。

続きまして、衛生費ですが、予防衛生一般事業ということで520万5,000円です。秋から開始をします新型コロナワクチン接種に係る経費の追加及び带状疱疹ワクチンの接種の助成事業費のほうの拡充を行う内容でございます。じんかい処理事業ですが、303万4,000円ということで、清掃センターというのの施設修繕費というところを拡充する内容でございます。

続きまして、農林水産業費でございます。にちなんブランド化促進事業ということで20万ちょうどです。町内産のモチ米の販売促進につなげるための販売ツール製作という内容でございます。

次に、山村振興一般対策事務ということで860万円ちょうどです。アフターコロナを見据えました山振施設の改修ということで、その経費を追加経費として上げさせていただいてる内容であります。森林保全総合対策事業費として330万円ちょうどです。森林保全や適正管理に寄与するため、林業専用道の整備に要する経費の支援を内容としてのものでございます。

次に、商工費ですが、商工総務一般管理事務ということで4,049万円ちょうどです。町民の暮らしを支えるため、全町民に対しまして、1人1万円のたったもカードスペシャルポイントを付与する内容でございます。

次に、土木費ですが、道路維持管理事業ということで、1,638万円でございます。町道ののり面対策工事等に係ります追加経費ですが、その内容を計上するものであります。

消防費でございます。消防対策事業ということで233万円でございます。雪害や倒木の被害から町民の命と財産を守るため、危険木の伐採等の経費を計上しておる内容でございます。

教育費ですが、遺跡の詳細分布調査事業ということで158万6,000円を上げさせてもらっております。折渡地区の圃場整備、3工区に先立ちます試掘調査に係る経費という内容でございます。

以上、一般会計の説明を終わります。

続きまして、議案第57号、令和5年度日南町簡易水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

資本的支出のほうの水道改良事業費として200万ちょうどですが、補正とさせていただきたいという内容でございます。施設整備の緊急修繕に備えるために、施設の設備費を増額する内容でございます。

説明のほうは以上でございます。

続きまして、議案第58号、令和5年度日南町下水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

同じく、資本的支出ということで、管路の建設改良費ということで77万円の補正をお願いする内容でございます。施設整備費として、いわゆる緊急修繕に備えるための施設の整備費を増額する内容でございます。

説明は次に移ります。

議案第59号、令和5年度日南町病院事業会計補正予算（第2号）でございます。

補正の内容でございますが、まず、収入のほうですが、収益的収支の収入のほうですが、入院収益として242万3,000円を補正させていただいております。内容でございますが、新型コロナウイルス感染症の5類への移行に伴う新型コロナ病床が終わりました。あわせて、そして、地域包括ケアという病床の増床により、患者1人当たりの入院単価増加というところが見込みまして、242万3,000円を増額させていただきたいという内容でございます。

次に、病院事業費用の中の経費ですが、補正額を同額の242万3,000円を計上させていただいております。内容でございますが、現在進めております日南病院のあり方検討委員会におきまして、基本構想の策定に係る基礎資料として、移転・新築の可能性を含む候補地選定に係る調査が必要となるため、調査経費であります242万3,000

円を新病院の基礎調査委託料としてお願いする内容でございます。

以上、補正予算についての説明を終わります。

○議長（山本 芳昭君） 實延総務課長。

○総務課長（實延 太郎君） 失礼いたします。私から議案第56号、令和5年度日南町一般会計補正予算（第4号）について、補足説明させていただきます。

タブレット議案書ファイル15ページ、第2表、地方債補正を御覧願います。

内容は、変更でございます。まず初めに、上段、過疎対策事業でございます。2,330万円増額し、限度額を4億3,490万円とする内容でございます。内訳でございますが、堆肥生産施設管理運営事業に100万円、山村振興一般対策事務に810万円、道路維持管理事業に1,420万円計上してございます。

続いて、下段、過疎地域持続的発展事業でございます。60万円増額し、限度額を1億5,300万円とするものでございます。内訳でございますが、一般管理事務に40万円、にちなんブランド化促進事業に20万円、それぞれ計上してございます。

それから、予算書、説明附属資料にはございませんが、代替職員の通勤に係る経費につきまして、去る6月定例会での御意見を踏まえまして、本年10月から支給するための半年分の経費、43万1,000円を旅費の費用弁償として計上してございます。人数としては、67人分を見込んでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（山本 芳昭君） これより各案に対する質疑を許します。

まず、議案第56号、令和5年度日南町一般会計補正予算（第4号）から質疑を行います。タブレット51ページからの補正予算説明附属資料に沿って各課ごとに質疑を許します。

初めに、52ページ上段、総務課について質疑を許します。

5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 委託料の危険木等事前伐採委託料ということなんですけど、これは、昨日、同僚議員の一般質問にもあったものだと思います。それで、昨日の答弁だと、倒木被害防災・減災対策連絡会に、県で2,000万円の予算がついたということでした。これは、それで調査はもう8月に既に済んだということでしたけども、調査費は全額県が負担して、伐採費用は半額町の負担という、そういうことなんですか、どういうことなんですか。

○議長（山本 芳昭君） 實延総務課長。

○総務課長（實延 太郎君） 本事業の内容でございます。調査は、先ほど議員おっしゃいましたように、先月までに終了いたしました。見込み箇所につきましては、2か所程度絞り込みを行ったところでございますが、今後、詳細な調査も含めまして、事業費は委託をして事業施工したいと考えてございます。事前に確認をしたところは、担当者の打合せということで、経費はかからないものと御認識賜ればと思います。以上です。

○議長（山本 芳昭君） 近藤議員、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

続きまして、52ページ下段から54ページ上段、地域づくり推進課について質疑を許します。

9番、近藤仁志議員。

○議員（9番 近藤 仁志君） すみません、青年結婚・UIターン促進事業のほうですが、人件費の精査ということですが、これどういった部分の人件費の増額となっているのか、当初予算と比べても遜色ないほどの増額になっておるわけですが、その内容についてお伺いします。

○議長（山本 芳昭君） 島山地域づくり推進課長。

○地域づくり推進課長（島山 圭介君） 失礼いたします。こちらにつきましては、53ページ下段、地域振興センター管理事務の報酬との組替えによるものでございます。

○議長（山本 芳昭君） よろしいですか。

次に、54ページ下段、住民課について質疑を許します。（「4ページ上段ですか」と呼ぶ者あり）下段。地域づくりですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

7番、大西保議員。

○議員（7番 大西 保君） ちょっと参考に教えていただきたいんですけど、たったもカード1人1万円ということで、総額4,049万ですが、何人にですか、それで経費は幾らですかということをお聞きしますが。

○議長（山本 芳昭君） 島山地域づくり推進課長。

○地域づくり推進課長（島山 圭介君） 1人、住民さん皆さんにお配りをいたしますので、この4,049万円につきましては、8月14日時点の住民基本台帳に登録されておられます4,049人分ということになります。

○議長（山本 芳昭君） 経費についてはどうですか。

○地域づくり推進課長（島山 圭介君） すみません。経費のほうはかかってきませんので、ゼロ円です。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（山本 芳昭君） 次に、54ページ下段、住民課について質疑を許します。

5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 清掃センター施設を緊急修繕ということですが、どんな内容なのか教えてください。

○議長（山本 芳昭君） 高柴住民課長。

○住民課長（高柴 博昭君） 内容としましては、沿道の伸縮管のエクспанションの修繕と排ガス濃度記録計が壊れていますので、その2点を緊急修繕することで、修繕の費用でございます。

○議長（山本 芳昭君） よろしいですか。

次に、55ページ上段から福祉保健課について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 次に、57ページから58ページ、農林課について質疑を許します。

9番、近藤仁志議員。

○議員（9番 近藤 仁志君） 山村振興一般対策事務のほうの緑の館の改修工事ですが、これが700万の補正がついておりますが、当初予算からいって3分の1、大変たくさん補正がついておりますが、その工事の内容について、どういった改修が追加されたのかお伺いします。

○議長（山本 芳昭君） 坂本農林課長。

○農林課長（坂本 文彦君） 山村事業のほうの緑の館改修工事、今回700万補正を上げております。当初予算のほうで2,000万強の予算を上げさせていただいておりましたが、今回上げますのは、当初の見積りの中で、今回、シャワー施設等を増設するという形の工事でした。その排水に対しまして、その排水の流末のほうを今現在、緑の館についている合併浄化槽ではなく個別の浄化槽がついておまして、そこにつなぎ込みができることができないということがこのたび分かりまして、合併浄化槽のほうは、この緑の館のほうにはございませんので、本館のほうの合併浄化槽のほうにこちらの生活雑排水、シャワーのほうで出た水等を流すような工事を追加で行いたいということ、それが大きな要因でありまして、若干物価等高騰によりまして、その他のものも上がるところもありますが、大半は合併浄化槽のほうに生活雑排水のほうを流し込む工事というふうな内容になっております。

○議長（山本 芳昭君） 9番、近藤仁志議員。

○議員（9番 近藤 仁志君） 了解しました、分かりました。

続いて、隣のページの林業一般管理事務のほうですが、進入用道路設置費用という形で書いてありますが、この進入用道路、要するに、沈砂池の土砂の撤去ということですが、この進入用道路の設置は、恒久的に利用されるために造られるのか、それとも、このたびの土砂上げのために使われる設備なのかお伺いします。

○議長（山本 芳昭君） 坂本農林課長。

○農林課長（坂本 文彦君） 今回整備します進入路につきましては、これは、もう恒久的に使うものとなっております。木材団地ができて、その当初のときからある沈砂池になるんですけども、こちらのほうには進入路が設けてないために、今までこの沈砂池のしゅんせつということができておりませんでした。腐葉土、泥も出てきますし、葉っぱのほうも落ちてきまして、中としましてはある程度たまってきております。周辺の集落のほうからも、こちらのほうも大分たまってきたというような御連絡もありまして、このたびここで、しゅんせつのための進入路のほうを造らせてもらいまして、今後ここを活用してもらって、中の泥を、この搬出につきましては、木材団地の関係各社のほうでやっていただくということになっておりますので、今回町のほうで進入路のほうを整備したいというふうに考えております。

○議長（山本 芳昭君） 9 番、近藤仁志議員。

○議員（9 番 近藤 仁志君） この進入路設置に当たって、これは設備のための費用なのか、買収せんとその進入路が設置できない状態なのか、どちらのほうの経費に使われるのかお伺いします。

○議長（山本 芳昭君） 坂本農林課長。

○農林課長（坂本 文彦君） こちらの沈砂池につきましては、町有地になっておりますので、買収等の費用はかかりませんので、工事費のみとなっております。

○議長（山本 芳昭君） 次に、59 ページから61 ページ上段、建設課について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 次に、61 ページ下段から62 ページ、教員委員会について質疑を許します。

5 番、岡本健三議員。

○議員（5 番 岡本 健三君） 認定こども園管理運営事務ということで、山の上分園の芝生化に係るロボット芝刈り機を購入されるということなんですが、これお聞きしたところでは、試験運用をしていたゆきんこ村では、最終的にロボットは採用せずに人が操作する芝刈り機を導入したということだったんですが、園庭はロボットで大丈夫なんでしょうか。そのロボット草刈り機の評価というか、そういったものも併せて教えていただきたいんですけども。

○議長（山本 芳昭君） 段塚教育次長。

○教育次長（段塚 直哉君） 評価といいますか、評価はしておりませんが、実際に県の補助金を使うこととしています。県とのやり取りの中で、ロボット芝刈り機等、その他スプリンクラーでありますとか、かかるものについて購入をされてはどうかということで、ロボット芝刈り機のほうを県のほうから勧めさせていただいております。

○議長（山本 芳昭君） 5 番、岡本健三議員。

○議員（5 番 岡本 健三君） お聞きした話では、ロボット草刈り機の場合に、例えば、何ていうんですかね、ゆきんこ村だと、グラウンドゴルフの設置してあるものですとか、あるいはゴールポストの網ですとか、そういったものに引っかかって、結構それを回復するのが大変だったというようなお話も聞くんですけども、保育園の園庭では、そういった心配はないんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 段塚教育事業。

○教育次長（段塚 直哉君） 網のようなものというのは実際にありませんので、心配ないというふうに考えております。

○議長（山本 芳昭君） 最後に、説明附属資料にはありませんが、議会事務局について質疑を許します。（発言する者あり）日南病院はその後。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） よろしいですか。そうしますと、令和5年度日南町一般会計補正予算（第4号）について、質疑漏れはありませんか。

5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） すみません。56ページ、福祉保健課の予防衛生一般事業なんですけれども、これの2番の新型コロナウイルスワクチンなんですけど、これ、ワクチンそのものは予算に上がってないんで、国から無償で供給されるということですよという、その確認と、あと、供給量が少ないと書いてありますけれども、供給量は結局何人分ぐらいあるのか教えてもらえるでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 出口福祉保健課長。

○福祉保健課長（出口 真理君） ワクチンにつきましては、今年度いっぱい国の方から無償で提供ということになっております。ワクチンについては、今随時情報が入ってきている状況でありますけれども、ですので、日南町としましては、まず、65歳以上の方が、配分量が、すみません、8月末現在で955人分というところまでの確保を確認しております。

○議長（山本 芳昭君） いいですか。

5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 955人分ということは、65歳以上の方で、ちょっと全員分には足りないけれども、そこから始めるという、そういうことでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 出口福祉保健課長。

○福祉保健課長（出口 真理君） そうです。配分量としましては、まだ人数分足りていない状況ではありますけれども、随時、また配分されるということでもありますので、それを見込みまして、まずは高齢者の方からということで、9月21日より開始する予定です。

○議長（山本 芳昭君） 以上で議案第56号の質疑を終わります。

次に、議案第57号、令和5年度日南町簡易水道事業会計補正予算（第1号）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 以上で議案第57号の質疑を終わります。

次に、議案第58号、令和5年度日南町下水道事業会計補正予算（第1号）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 以上で議案第58号の質疑を終わります。

次に、議案第59号、令和5年度日南町病院事業会計補正予算（第2号）の質疑を許します。

7番、大西保議員。

○議員（7番 大西 保君） 日南病院のあり方委員会で、基礎資料ですね、基本構想

の候補地を選定するようですが、これは何か月、2か月なのか、1か月なのか、時期的な場合と期間は、いつぐらいで終わるんでしょうか、委託料の。

○議長（山本 芳昭君） 福家病院事業管理者。

○病院事業管理者（福家 寿樹君） 御質問の件でございますが、まず、この基本構想が今年度の事業となっておりますので、少なくとも今年の事業でございますので、年内に一応まとめて、あり方委員会の最終と町長に諮問という形を取っておりますので、事業としては年度内事業ということでございます。ですので、今年の事業として、回数ということですね。

○議長（山本 芳昭君） いや、期間ですね。

○病院事業管理者（福家 寿樹君） 期間ですか、すみません、失礼いたしました。この事業は、契約日から3月31日までというふうに契約はしておるんですが、そうですね、6年の3月末までということにしております。

○議長（山本 芳昭君） 7番、大西保議員。

○議員（7番 大西 保君） 今、新聞のほうでどんどん出ておりますので、各委員会が終わればすぐに新聞報道ありまして、2回で決まっております。ということは、どんどんどんどん話は進んでいってるんで、逆に言えば、年度内じゃなくて、もう12月までにその資料までされるのかなという感じがしましたんで、ただ、3月末とまで言われたら、そうですすかしか言いようないんですが、実際どうなんですか。要するに、12月未までにこの240万使うんだよと、そして選定候補地の候補の案だけですから、その辺どうでしょう、もうちょっと時期的にもう少し短く言っていただきたいんですが。

○議長（山本 芳昭君） 福家病院事業管理者。

○病院事業管理者（福家 寿樹君） おっしゃるように、次のあり方委員会が10月、それで最終のあり方委員会が年明けてとなっておりますので、その時点では、案として持って上がるというような予定にしております。

○議長（山本 芳昭君） 9番、近藤仁志議員。

○議員（9番 近藤 仁志君） さっきの同僚議員と一緒にですが、基礎資料として、基本構想策定に当たって基礎資料は必要だということでこのたび補正が上がるとるわけですが、求められるもの、この基礎資料として何を求められて委託出されたのかお伺いします。

○議長（山本 芳昭君） 福家病院事業管理者。

○病院事業管理者（福家 寿樹君） まず、この次の新しい病院と申しました、現在地を含めた、まず場所の選定です。ある程度のまとまった敷地が必要ですので、まずは地図上で、どの辺りに規模的な部分の、要するに土地があって、そこがいわゆる適しているか、適してないかというような、要する調査ですね。それから病院の構造、特に日南町内は、災害、土砂災害、水災害が、本当にそこを避けてというものは通れませんので、その中で、やはり構造上の部分を含めて、昨日の話がありましたように、駐車場がどれ

ぐらい要るかとかを含めて、いわゆる病院の規模も想定しながら、そういったものをまず検討すると。

それから、これはあくまでもそれに応じて建設の事業費の概算だとか、そこまで出れば一番いいんですが、なかなか難しいかと思うんですが、それから建設スケジュール、一体どれぐらいのスケジュール感が想定で出てくるのかというようなところまで、一応、想定をしております。以上でございます。

○議長（山本 芳昭君） 9番、近藤仁志議員。

○議員（9番 近藤 仁志君） 要するに、このたびの基礎資料として求められるのが土地の面積、それと、この適しているかいないかということですが、これは防災に関してに取りましたけど、それでよろしいですか。

それと、スケジュールというのが、この基礎資料として求められる、こういった形でスケジュールを基礎資料として求められるのか、ちょっとその辺、自分納得できませんので、もう一度お願いします。

○議長（山本 芳昭君） 福家病院事業管理者。

○病院事業管理者（福家 寿樹君） 例えば、一つの例で挙げますと、現在地を例に挙げますと、土砂災害の、まずレッドゾーンになります。そこに、例えば、かかるような建物を建てるとなれば、建物だけではなくって土砂災害に入る、そういったものも含めて、普通だったらというのはあれですけど、ここだったら造成して建つのに、スケジュール的なものとかがどれぐらいでというか、いわゆる着工にかかれますよとか、イメージとしてはそういうイメージを描いております。

○議長（山本 芳昭君） よろしいですか。

以上で議案第59号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第56号から議案第59号の補正予算関係4議案は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、議案第56号から議案第59号の本日の審議は、質疑までにとどめることに決定しました。

日程第9 報告第2号

○議長（山本 芳昭君） タブレット65ページから。

日程第9、報告第2号、令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率についてを議題とします。

これについては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、報告が求められていますので、これを許します。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 報告第2号、令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率について。地方公共団体の税制の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定によりまして、令和4年度の決算に基づく健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率を別紙のとおり本議会に報告するものでございます。

大きく分けまして、2項目ありますが、最初の項目として、令和4年度決算に基づく健全化判断比率です。項目的には4つ、表を見ていただければ4区分ありますけれども、あわせて、括弧書きが、国が定める基準的な比率っていうところで御覧いただければというふうに思っております。

結果でございますが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率、そして将来負担比率については該当がありません。実質公債費比率が7.2という数字になっております。いずれの会計も赤字は生じておらず、また、将来負担比率もゼロ以下でございます。実質公債費比率は7.2%で、昨年度の6.8%から0.4%増加しておりますけれども、健全な比率を堅持しておるといふふうに言えると思います。

2つ目の項目の令和4年度決算に基づきます公営企業の資金不足比率でございます。事業会計が、再生可能エネルギーの発電事業特別会計、簡易水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計の4つがありますが、いずれの会計のほうも資金不足は生じておりませんので、数値は計上せず、ハイフンという形で表示をしておるところでございます。

以上、報告のほうを終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（山本 芳昭君） この報告について質疑があればこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 以上で報告第2号、令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率についての報告を終わります。

日程第10 議案第60号 から 日程第18 議案第68号

○議長（山本 芳昭君） タブレット67ページから。

日程第10、議案第60号、令和4年度日南町一般会計決算認定について、日程第11、議案第61号、令和4年度日南町国民健康保険特別会計決算認定について、日程第12、議案第62号、令和4年度日南町介護保険特別会計決算認定について、日程第13、議案第63号、令和4年度日南町介護サービス事業特別会計決算認定について、日程第14、議案第64号、令和4年度日南町後期高齢者医療特別会計決算認定について、日程第15、議案第65号、令和4年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計決算認定について、日程第16、議案第66号、令和4年度日南町簡易水道事業会計決算認定について、日程第17、議案第67号、令和4年度日南町下水道事業会計決算認定について、日程第18、議案第68号、令和4年度日南町病院事業会計決算認定について、以上、令和4年度決算認定関係9議案を一括議題とします。

各案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第60号、令和4年度日南町一般会計決算認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度日南町一般会計歳入歳出決算を別冊により、本議会の認定に付するものでございます。内容ですけれども、令和4年度の決算書及び主要施策の成果、決算附属資料でございますが、それを御参照いただきたいというふうに思っております。

続きまして、議案第61号、令和4年度日南町国民健康保険特別会計決算認定について。地方自治法第233条第3項の規定により令和4年度日南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別冊により本議会の認定に付するものでございます。内容につきましては、令和4年度の決算書及び主要施策の成果のほうを御覧いただければというふうに思っております。

続きまして、議案第62号、令和4年度日南町介護保険特別会計決算認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度日南町介護保険特別会計歳入歳出決算を別冊によりまして本議会の認定に付するものでございます。令和4年度の決算書及び主要施策の成果のほうを御覧いただければと思います。

続きまして、議案第63号、令和4年度日南町介護サービス事業特別会計決算認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度日南町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算を別冊により本議会の認定に付するものでございます。内容ですが、令和4年度の決算書及び主要施策の成果を御覧いただければと思います。

続きまして、議案第64号、令和4年度日南町後期高齢者医療特別会計決算認定について。地方自治法第233条第3項の規定によりまして、令和4年度日南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別冊により本議会の認定に付するものでございます。内容ですが、令和4年度の決算書及び主要施策の成果を御覧いただければと思います。

続きまして、議案第65号、令和4年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計決算認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計歳入歳出決算を別冊により本議会の認定に付するものでございます。令和4年度の決算書及び主要施策の成果のほうを御覧いただければと思います。

議案第66号、令和4年度日南町簡易水道事業会計決算認定について。地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和4年度日南町簡易水道事業会計決算を別冊により本議会の認定に付するものでございます。令和4年度の決算書及び主要施策の成果のほうを御覧いただければと思います。

続きまして、議案第67号、令和4年度日南町下水道事業会計決算認定について。地方公営企業法第30条第4項の規定によりまして、令和4年度日南町下水道事業会計決算を別冊により本議会の認定に付するものでございます。令和4年度の決算書及び主要施策の成果のほうを御覧いただければと思います。

議案第68号、令和4年度日南町病院事業会計決算認定について。地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和4年度日南町病院事業会計決算を別冊により本議会の認定に付するものがございます。内容ですが、令和4年度の決算書及び主要施策の成果のほうを御覧いただければと思います。

認定について御審議、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本 芳昭君） 長崎会計管理者。

○会計管理者（長崎 みよ君） それでは、令和4年度決算について説明をさせていただきます。議案第60号から75号につきまして、主要施策の成果及び財産に関する調書を用いて概要を申し上げます。

お手元に冊子またはタブレットで調書をお開きください。冊子では1、2ページ、タブレットのほうでは6、7ページになります。会計別に歳入、歳出、差引きを、決算額を前年度と比較する形で記載している表となっております。

上から一般会計ですが、歳入額74億7,671万7,000円、歳出額71億5,836万1,000円。歳入歳出の差引き額は3億1,835万6,000円です。この3億1,835万6,000円には、令和4年度から令和5年度へ繰り越した事業に充当すべき財源4,981万9,000円が含まれております。実質の収支につきましては、その額を引いた2億6,853万7,000円となります。この実質収支のことにつきましては、決算書のほうの一般会計の最終ページのほうに調書がありますので、申し添えます。

続きまして、国民健康保険特別会計です。歳入額5億9,807万円、歳出5億9,766万1,000円、差引き額は40万9,000円です。前年度と比較して全ての費目で減額となっております。割合としましては、日南病院への繰出金の減が大きいです。保険給付費においても減となっています。

続いて、介護保険特別会計です。歳入額9億5,915万3,000円、歳出額9億336万1,000円、差引き額は5,579万2,000円です。前年度と比較して増額となっている要因は保険給付費、特に老健施設への入所に係る給付が増えたことによるものです。

続いて、介護サービス事業特別会計です。歳入額6,021万3,000円、歳出額6,021万3,000円、差引き額はゼロです。サービス事業費は、その年度のあかねの郷の施設整備や備品購入の内容により増減します。令和4年度は、対前年度で増額となっております。あかねの郷の施設整備について、非常用発電設備の改修ですとか、ボイラーの更新が行われました。

後期高齢者医療特別会計です。歳入額1億12万6,000円、歳出額9,988万2,000円、差引き額は24万4,000円です。歳出額は、対前年度で増額となっております。広域連合への納付金の増によるものです。

再生可能エネルギー発電事業特別会計です。歳入額3,151万1,000円、歳出額2,600万4,000円、差引き額は550万6,000円です。歳出額は、対前年度で増額

となっています。

続いて、調書の5、6ページ。タブレットでは10ページ、11ページをお開きください。一般会計の款別予算決算額を記載しています。

まず、歳入からです。一般会計の歳入決算総額は7億4,418万2,000円で、前年度との比較で3億4,418万2,000円の減額となりました。

款別で主なところを見てみますと、1の町税の決算額は4億5,718万7,000円、前年度と比較しまして、1,385万8,000円の減収となっています。住民税につきましては、前年度と比較すると、個人住民税、法人住民税ともに増収となっています。軽自動車税につきましては、課税台数が減少したことによる減収、それから、固定資産税につきましては、前年の令和3年度は、もう1年前に行いました新型コロナウイルスの影響による課税猶予、この分が翌年度入ってきたということがありましたので、それとの関係で、前年度と比較すると減収ということになっています。たばこ税につきましては、令和3年度の10月に行われたたばこ税の増税の影響で、僅かながらですが増額となっています。

2の地方譲与税ですが、前年度比1,618万7,000円の増となっております。森林環境譲与税が昨年よりも1,706万8,000円増額となったことが大きく影響しています。

6の法人事業税交付金です。5,444万4,000円、令和3年度と同様に、率で見ると最も大幅な増額となっています。

7、地方消費税交付金、前年度と比較しまして、2,339万9,000円の減額となっています。

8、環境性能割交付金、前年度と比較しまして、44万6,000円の増額となっています。

10の地方交付税です。決算額が35億8,239万4,000円で、歳入の47.9%を占めています。前年度と比較して、2,966万6,000円の増額となっています。このうち普通交付税は、29億5,443万9,000円でした。地方一般財源総額前年度同一水準並み確保ルールが継続され、前年度に続いて、令和2年度の国勢調査による人口の影響を回避できています。また、特別交付税は6億2,795万5,000円で、除雪経費の増大、公共交通のバスの購入、林業アカデミーの経費等が増となっておりますけれども、令和3年度の病院への特別措置、シンクライアントの環境整備の事業の皆減により、全体では前年度比で減額となっています。

14の国庫支出金です。決算額は6億2,280万2,000円で、前年度比で8,800万9,000円、率にして12.4%の減額となりました。新型コロナワクチン接種対策費負担金が減額となったことと、令和3年度には庁舎の空調設備の改修をしまして、その財源として、災害時に備えたインフラへの燃料備蓄推進事業費補助金4,625万6,000円を受け入れていたことが大きく関係し、減額となっています。

一方で、15の県支出金は増収となりました。ドア・ツー・ドア、デマンド運行に係る補助金、災害復旧費の増によるところが大きくなっています。

16の財産収入は、前年度と比較しまして143万円、1.4%の増額となっています。町有林の間伐材売払い収入は6,020万2,000円、J-クレジット売払い収入は1,041万3,000円、有価証券の売払い収入が1,100万円となっています。

17の寄附金です。決算額は2,841万9,000円でした。前年度と比較して2,632万9,000円の減となっています。ふるさと納税は、個人版が2,288万9,000円、企業版が550万円でした。

18の繰入金は2,455万9,000円で、前年度と比較しまして206万4,000円の増額になりました。地域医療総合確保基金から1,594万8,000円、わかもの定住促進基金から520万円、こどもゆめ基金から223万1,000円、美術振興基金から118万円の基金繰入れを行いました。

21の町債です。前年度と比較して9,010万円の減額、6億8,120万円となりました。町債につきましては、冊子では12ページ、タブレットでは22ページの一般会計の年度別借入額、償還額、年度末現在高の状況がございますので、御覧ください。令和4年度末の地方債現在高は79億4,400万円で、その額を町民1人当たりにはしますと約194万6,000円となります。

次に、調書の7、8ページ、タブレットでは12ページ、13ページです。歳出についてです。一般会計歳出の決算総額は71億5,836万1,000円です。前年度と比較すると3億6,817万7,000円の減額となりました。款別で見ますと、総務費、衛生費、農林水産業費が前年度と比較して減額となっております。議会費、民生費、商工費、土木費、消防費、教育費、災害復旧費、公債費は増額となっています。

1の議会費ですが、決算額は微増となりました。行政調査は前年度と同様に中止となりましたけれども、各種研修についてリモート講座等の活用が進みました。

2の総務費ですが、前年度比4億1,973万7,000円、率にして25.1%と最も大きな減額となっています。前年度に実施した大型事業の皆減と、地方財政法に基づく基金積立ての大きな減少が主な要因です。一方で、参議院議員通常選挙、町長選挙の執行、また、令和5年度春の統一地方選挙に向けての準備などにより、選挙費については増額となりました。

3の民生費です。前年度と比較しまして2,627万円の増額でした。コロナ禍・物価高騰対策として、臨時特別給付金事業や福祉対策、子育て支援等に努めました。また、保育園から認定こども園へ移行した年でした。

4の衛生費は、前年度と同様に日南病院と連携して、新型コロナウイルスワクチンの接種体制を確保しながら防疫に努めました。減額となった主な要因は、前年度の日南病院への特別交付税による特別支援措置の皆減に伴う負担金の減少です。

6の農林水産業費です。前年度のコンテナ苗施設整備事業の皆減を主な要因として大

幅に減額となっていますが、新たな事業として、コロナ禍における物価高騰対策のため、米価下落に対する営農資金の支援や、畜産農家への飼料代の助成を行いました。また、トマトの選果場の選果機及び施設の改修も行いました。

7の商工費ですが、前年度と比較しまして2,178万3,000円、11.1%の増額となりました。たったもカードを用いた日南町キャッシュレス決済事業は、コロナ禍における経済対策の方法にも変革をもたらし、国のマイナポイントの受け取りが可能なキャッシュレスシステムにもなったことで、町内に大きな経済効果を生むことにもなりました。

8の土木費です。5年に一度の橋梁定期点検の実施により、前年度と比較しまして6,603万2,000円、10.8%の増額となりました。また、除雪経費につきましては、3億3,894万5,000円となり、除雪のコストは年々増加しています。

9の消防費では、年次計画で進めてきた自衛消防団の可搬ポンプの更新が町内の全地域を一巡しました。また、大宮消防団の機庫の改修を行いました。

10の教育費です。前年度と比較しまして7,703万4,000円の増額となりました。シアトル海外派遣、婚活セミナー、二十歳を祝う会、美術館での展覧会や文化振興イベント等、感染対策を講じながら実施しました。また、武道館の屋根や美術館の展示ケースの改修なども行いました。

11の災害復旧費は、令和3年度に発生した豪雨災害や台風9号による災害の繰越明許費を含んでおり、前年度と比較して1億4,653万7,000円、率にして207.1%と最も大きな増額となりました。

12の公債費です。町体育館改築工事の財源となった過疎対策事業債の元金償還が始まりました。そのため、前年度と比較しまして1億3,613万円、21.9%増額となっております。

続きまして、調書の12ページです。タブレットでは16、17ページになります。地方交付税の推移一覧表です。一番右に日南町の財政力の強弱を示す財政力指数が載っています。この指数は、一覧表にあります基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値となっております。令和4年度は0.162となっております。

基金について申し上げます。基金につきましては、調書のほうの最終のページ、257ページ、タブレットでは262ページに記載があります。令和4年度は財政調整基金、公共施設建設基金、わかもの定住促進基金、森林整備基金へ合計2億4,971万1,612円を新たに積み増ししました。基金の取崩しにつきましては、先ほど一般会計の歳入の繰入金のところでも触れましたが、そのほかに国保の財政調整基金から3,790万円を取り崩しています。合計で6,245万9,500円の取崩しということになっています。

基金の運用につきましては、預金の利率が低迷する中、少しでも効率的な運用をするために、基金残高を一括で管理し、債券による運用等も行っております。令和4年度は新たに7件の債券をそれぞれ額面1億円ずつ購入しました。内訳につきましては、国債

が4件、財投機関債及びそれに準ずるものが3件となっています。財投機関債及びそれに準ずる債券は全てソーシャルボンドと呼ばれるもので、SDGsの達成に資する事業の資金調達を目的としている債券です。令和4年度の基金の一括運用に係る利息収入は、普通預金や定期預金の利息と債券の利払いを合わせまして1,125万2,360円となりました。

最後に、滞納徴収金の不納欠損の処分についてです。令和4年度も法令の適用により不納欠損処分を行っています。処分を行いましたのは、町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、そしてそれらに係る督促手数料についてです。金額につきましては、決算書のほうの歳入決算書及び歳入決算事項別明細書のところに不納欠損額の欄が設けてありまして、そこに表示がされております。

以上、概要を御説明させていただきました。御審議いただき、各会計の決算について認定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本 芳昭君） 渡邊建設課長。

○建設課長（渡邊 輝紀君） そういたしますと、私のほうからは、建設課所管であります2つの事業会計の決算につきまして御説明いたします。ファイルのほうは、タブレット、令和4年度決算書の126ページからになります。

最初に、令和4年度日南町簡易水道事業決算につきまして御説明いたします。129ページを御覧ください。収益的収入といたしまして、総額1億7,365万9,668円、収益的支出といたしまして、総額1億4,681万9,185円となりました。

次に、130ページを御覧ください。資本的収入の総額が438万1,000円、資本的支出の総額が9,878万8,582円となりました。資本的収入が資本的支出に対して不足します9,440万7,582円につきましては、当年度損益勘定留保資金2,876万8,584円及び過年度分損益勘定留保資金6,563万8,998円で補填いたしました。

131ページからは財務諸表をつけております。最初に、損益計算書としまして、令和4年度の当年度純利益は2,468万5,477円の黒字となっております。

132ページからは貸借対照表を添付しております。

134ページに剰余金の計算書をお示ししております。繰越利益剰余金がございましたので、当年度減債積立金取崩し額3,176万1,980円及び当年度純利益となります2,468万5,477円を合計いたしまして、未処分利益剰余金は5,644万2,527円となり、136ページにお示ししております剰余金の処分計算書によりまして、当年度末残高、先ほどの5,644万2,527円を、減債積立基金として2,468万5,477円を、資本金への組入れとして3,176万1,980円を処分することとしております。

137ページ以降、事業の報告書を詳細に示しております。令和4年度は、大きな4条改良工事等はありませんでしたが、水道施設管路台帳電子システムを導入しております。維持補修の工事概要は138ページにお示ししておりますとおり、計器類、機器類などの経年劣化等による修繕が主なものでございます。

142ページにはキャッシュフロー計算書をお示ししております。最初に、当期純利益2,468万5,477円を加えまして、最下段にあります現金の期末残高は9,564万5,294円となっております。

143ページ以降は決算の明細書といたしまして、各項目におきます事業の実施内容を示しております。

147ページには有形固定資産明細書、148ページに企業債明細書を添付しておりますので、御確認ください。

続きまして、タブレット150ページ、令和4年度日南町下水道事業会計決算報告書について御説明いたします。

153ページを御覧ください。下水道事業会計の収益的収入の総額は1億8,755万7,789円、収益的支出の総額は1億5,777万9,587円となりました。

154ページを御覧ください。資本的収入の総額は1,604万5,800円、資本的支出の総額は9,073万1,421円となりました。資本的収入が資本的支出に対して不足いたします7,468万5,621円につきましては、当年度損益勘定留保資金より3,985万4,815円、過年度分損益勘定留保資金より3,483万8,066円で補填いたしました。

155ページから財務諸表を添付しております。最初に、損益計算書で、156ページ下から3行目にあります、当該年度の純利益は2,798万3,075円となっております。

157ページには貸借対照表を添付しております。

159ページに下水道事業の剰余金計算書をお示ししております。当年度末の剰余金は5,455万8,178円となっております。これを資本金への組入れといたしまして、2,657万5,103円を処分することを106ページに提案しております。

161ページ以降に事業の詳細な報告書をつけております。下水道事業につきましては、多里処理場の上澄水排水装置など、農業集落排水処理場の機器更新、それから、生山・霞処理場の屋根の塗装及び合併浄化槽3基の新規整備を行いました。

166ページにキャッシュフロー計算書をつけております。最下段にあります現金の期末残高は1億9,034万3,099円となっております。

167ページ以降に決算におけます事業の明細書をつけております。

172ページに有形固定資産の明細書、173ページ以降は企業債の明細書を添付しておりますので、御確認ください。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本 芳昭君） 福家病院事業管理者。

○病院事業管理者（福家 寿樹君） それでは、令和4年度日南病院事業会計決算の概要について説明をさせていただきます。

まず、決算書ファイル178ページから御報告をさせていただきます。令和4年度の

病院運営は、新型コロナウイルス感染症が流行を始めてから3年目となり、流行の第六波、七波、八波と対処したところでございます。ほぼ一年中ワクチン接種、あるいは診療検査医療機関としまして、あるいは入院協力機関としての対応に追われた年となりました。

そこで、病院事業収益の決算額に関しましては、合計12億3,900万9,817円でございます。これは予算額に比べ1,521万9,183円の減。病院事業費用は12億2,681万6,120円で、不用額2,741万2,880円となっております。

次のページ、資本的収支の決算についてでございます。資本的収入の決算額が5,060万2,000円で、予算額に比べ15万3,000円の減、資本的支出につきましては、決算額が1億3,182万2,974円で、不用額が1,790万9,026円となっております。収支が不足する8,122万974円を過年度分損益勘定留保資金で補填することとなっております。

主な建設改良費としましては、病院本館防水改修工事が1,023万円、療養病棟の衝撃吸収床張り替え工事が191万円などとなっております。

続いて、経営成績でございますが、ファイル180ページからの日南病院の事業損益計算書で説明させていただきます。まず、入院収益でございますが、4億1,150万円、これは昨年と比べて228万の減収。外来収益は1億8,263万円で、これは265万円の増収となっております。昨年度、外来患者数は減少傾向ですが、発熱外来の患者増による診療単価の上昇により増収となっております。また、ワクチン接種業務委託の減少により、その他の医業収益が1億1,414万、これは前の年に比べて1,716万円の減収となっております。

介護サービス事業につきましては、ショートステイが4年度はほとんど稼働しなかった影響で、前の年より実績がさらに下回しまして、介護全体としましては2,198万円の減収というふうになっております。

また、医業費用におかれましては、給与費について、看護師が新たに6人採用、新卒の6人採用で1,606万円の増、材料費は医薬品費が、PCR検査の試薬が大幅に増えておまして2,019万円の増、医療用の材料費が約300万円の増、光熱水費が677万円の増、燃料費も246万円の増というところが支出の大きいところでございます。

こうした増減の結果、当年度純損益は1,152万7,282円の黒字となっております。前年度より4,032万ほど減少しております。なお、医業外収益の他会計負担金のうち、基金取崩しによる繰入れは1,595万円で、医療確保総合対策基金の残高は5億7,912万となっております。なお、188ページに事業報告書を記しております。

以上、令和4年度病院会計決算の概要説明を終わります。よろしく御審議のほうお願いいたします。

○議長（山本 芳昭君） タブレット84ページ。

本町の監査委員から、令和4年度日南町財政・経営健全化審査意見書、令和4年度日南町歳入歳出決算等審査意見書について報告を求めます。

高見正司代表監査委員。

○代表監査委員（高見 正司君） 先ほど議長のほうから説明がありましたけども、タブレットの84ページをお開きください。

令和5年8月18日。日南町長、中村英明様。日南町監査委員、高見正司。同じく、荒木博。令和4年度日南町財政の健全化に関する審査意見について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、審査に付された令和4年度健全化判断比率の状況を審査いたしましたので、別紙のとおり意見書を提出いたします。

1、審査の概要。この財政健全化審査は、町長から提出された財政の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

2、審査の結果。(1)総合意見。審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められます。

個別意見。①実質赤字比率について。実質収支は黒字であり、良好と認められます。

②連結実質赤字比率について。黒字であり、良好と認められます。

③実質公債費比率について。7.2%となっており、良好な状態と認められます。町長のほうからも報告がありましたけども、令和3年度が6.8から7.2ということで、若干数字的には増えましたけども、この要因といたしましては、令和4年度から始まりました社会体育館の元金償還、過疎債だと思んですけども、それが増えたためにこの実質公債費比率に影響を与えてるという具合に聞き取りをさせていただきました。

④将来負担比率について。これについては、充当可能財源等の額を下回って良好な状態と認められます。将来にわたる負担ですから、起債償還であるとか、退職金の累計であるとか、そういうものに対して標準財政規模とか、あるいはそれに充てられる財源を比較して将来負担比率を出したものでございますけども、日南町の場合、特性として基金がたくさんあるということで、将来負担比率への影響については悪影響を及ぼさずに、むしろ明るい材料ということで聞き取りをさせていただきました。

3、是正改善を要する事項については、特に指摘するべき事項はありませんでした。

続きまして、令和4年度日南町公営企業の経営の健全化に関する審査意見について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、審査に付された令和4年度公営企業会計に係る資金不足比率の状況を審査いたしましたので、別紙のとおり意見書を提出いたします。

1、審査の概要。この経営健全化審査は、町長から提出された公営企業会計に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

審査の結果。総合意見。審査に付された資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

個別意見については、①再生可能エネルギーについては、収支は黒字であり、良好と認められます。

②簡易水道事業について。流動資産から流動負債を減じた額は9,165万5,000円となっており、資金不足は生じていませんでした。

③下水道事業会計について。同じく流動資産から流動負債を減じた額は1億7,587万4,000円となっており、資金不足は生じておりません。

④病院事業会計について。流動資産から流動負債を減じた額は14億5,356万1,000円となっており、資金不足は生じておりませんでした。

全体としての是正改善をする事項につきましては、特に指摘すべき項はありませんでした。

続きまして、タブレットの90ページをお開きください。

令和5年8月18日。日南町長、中村英明様。日南町監査委員、高見正司。同じく、荒木博。令和4年度日南町歳入歳出決算等審査意見について。

地方自治法第233条第2項及び同法241条第5項並びに地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された令和4年度日南町一般会計、特別会計及び企業会計の歳入歳出決算並びに基金運用状況について審査いたしましたので、別紙のとおり意見書を提出いたします。

その下にあります審査した決算及び帳簿、書類等につきましては、各会計の決算及び実質収支に関する調書、これ、決算書の中でそれぞれの会計の一番最後に載っております。財産に関する調書、これ、決算附属資料でございます。そして、あとは企業会計の簡易水道、下水道会計、病院事業会計の決算、そして、基金運用状況について審査を行いました。

第2、審査の期間。令和5年7月24日から同年8月18日までの間。

審査の方法。計数等につきましては、事務所管課に決算書類等の数値、内容について説明及び資料を求め、関係諸帳簿及び証拠書類等にわたり照合審査をいたしました。

また、予算経理の事務処理状況については、所管課の文書等にわたり関係法令に準拠し、適正に執行されているかどうか調査を行いました。

また、財産に関する調書、基金状況を示す書類については、適正な管理、運用がされているかを審査いたしました。

第4、審査の結果。1、各会計の決算及び関係書類の数値は正確であり、決算書等関係法令に準拠し作成されており、執行は適正であることを確認いたしました。

2、財産に関する調書、基金運用状況調書につきましては、計数はいずれも正確であり、適正な管理がされていることを確認いたしました。

決算の概要。これにつきましては、決算状況については、先ほど会計管理者、建設課長、病院事業管理者のほうから一般会計、特別会計、事業会計についての説明がありましたので、省略させていただきます。

続いて、タブレットの97ページでございますが、それ以降、町税等の収入未済等の状況について記しております。一般会計におきましては、町税については約2,000万円、前年度と比べて約200万円の増となっております。全体では3,300万ですから、昨年との経過では約220万円増えております。特別会計は約1,200万円で、前年度から120万減っておりますが、これは一般会計もそうですけども、不納欠損の処分を行っておりますので、その関係で増えたというのが要因ではないかという具合に思っております。

次のページで、公営企業会計ですけども、会計上の閉鎖が3月31日ですので、その時点での数字の中で、未収金については110万円となっております。簡易水道ですね。そして、下水道事業会計では160万円の収入未済。そして、病院事業におきましては、患者負担の未収金が約842万で、前年度から82万円減少しております。

ここで一つお断りですけども、実は、皆さんお手元にある未収金のところの収入未済額のところですけども、これは決算書と一致しておりません。一致している部分と一致してない部分。調整前と調整後の数字がこの7ページの中に、一般会計と特別会計の中に混在しておりますので、これにつきましては、8月の下旬に町長に対して報告をしておりますので、改めて数値を精査したものを差し替えて、町長に報告した上でまた配付、あるいはホームページのほうに掲載したいと思っております。大変すみませんでした。

先ほどもありましたけども、一般会計の中に、実は、道路の使用料あたりも、これはちょっと抜けております。といいますのが、結びの段階で、町道の借地、敷地料ですね、電柱等の、そのことに触れておりますので、合ってませんので、それも今度入れたものを、合わせて調整したものをまた御提示させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最後のほう、結びということで、各会計の決算を審査した内容から若干の意見を述べさせていただきます。タブレット101ページからです。

全般的事項。決算附属資料であります主要施策の成果及び財政に関する調書については、年々各課で工夫を加えられ、その事業によってどのような成果があるのかという一方、どのような課題が明らかになってきたところまで触れている課があります一方、未記載の所属課も見受けられます。全ての事業に対して求めるわけではございませんけど、特に政策的な事業については、そういう評価を記していただきたいという具合に思っております。

また、令和4年度につきましては、金属製の屋根の改修について複数ございました。これについては、早めの調査を行うことで改修の費用を抑えるように対処すべきではないかという具合に判断をいたしました。屋根の改修については、具体的には、日南邑のバーベキューハウスであるとか、堆肥センター、武道館、集落排水の処理場の屋根というようなものが工事として施工されました。

2番目、歳入関係。1、地方交付税及び基金一括管理。普通交付税は、令和2年度決

算額が27億3,577万1,000円、令和3年度29億2,358万8,000円、そして、令和4年度が29億5,443万9,000円と推移しております。これにつきましては、会計管理者のほうから動きについては説明がありましたので、省かせていただきます。

その一方で特別会計ですが、特に令和3年度における地方公営病院、日南病院の特別支援分が令和4年度では皆減となったこともあり、対前年度比118万5,000円の減となりました。額としては、公営企業への支援措置はこれ以上にありましたけども、118万円の減で収まったのが、実は、特別交付税には算定基準に基づいたルール分と、それに基づかない、いわゆる特殊財政事情といまして、ルール外という2つの項目がございます。ルール分ではかなり減っておったんですけども、日南町の場合、除雪経費やその他政策的な事業を県のほうに報告を入れ、日南町頑張っておられるので、特殊財政事情分は増やしてあげましょうというような話も聞いておりますので、その分、頑張って、いわゆる収入源を押さえたという具合に評価したいという具合に思っております。

また、令和2年9月から開始いたしました基金の一括運用で生じた利金等の積立てにより、令和3年度出納室の基金管理事務における財産収入が747万6,696円が、令和4年度は897万88円となりました。

ちなみに、これは基金管理事務では基金の一括運用の一部を計上したものでございまして、基金運用の一括運用全体の利息は、令和3年度が957万2,989円、令和4年度が1,125万2,352円となっております。会計管理者のほうに確認したところ、新しい債券に対する利息が生じたということでした。日銀のほうが決断をしました長期債券の利率については、そんなに制限を与えないということにシフトをしたため、債券の利息が上がったものが商品として出回ったということもありますので、常時、会計管理者のほうは大変ですけども、情報を毎日収集しながら対応されておりますので、また貴重な財源として努めていただきたいという具合に思います。

2番目です、未収金。未収金取組み会議は、設置要綱により年に2回の開催と規定されております。令和3年度は2回開催されておりますけども、令和4年度は1回も開催されていませんでした。個々の未収金に対する取組はされていると聞きましたが、成果や課題等の情報を共有するために開催すると規定されており、各部署の連携を含めた成果が示されなかったのは残念に思います。

未収金の傾向として、滞納繰越分には大きな変動がなく固定化しております一方、新たに発生する現年度分は、一般会計等の場合は1月から5月までの出納整理期間での収入とか、企業会計は結果的に3月で締めますが、4月から7月までの間の過年度未収金の回収努力が実態としてなされておりました、新たな未収金を発生しない、そういう努力が必要じゃないかという具合に聞き取らせていただきました。

また、別途、先ほどちょっと未収金のところでも触れましたけども、土地の使用料の過年度の未収金について。これ、町道の使用料ですが、実は前年度からの未収金がありまして、本年の3月に現年分の使用料と過年度分の使用料を請求いたしました。残念な

から入ってきたのが4月1日以降でありまして、現年度分は、いわゆる出納整理期間に入りまして未収金扱いとなりませんでした。過年度分の未収金は3月末までに入りませんでしたので、未収金として決算書に上がっております。約52万円ですね。ですから、3月31日までに入ればよいというわけではなくて、やっぱり3月31日に間に合うように入れていただくよう相手方と話をし、事務手続をしていただければという具合に思います。

歳出関係につきまして、(1)庁舎管理事務。電算室につきましては、令和4年度タウンズネット管理運営事業の中で、これ、地域づくり推進課が所管でしたけども、日野川の河川氾濫などに、災害に備えるために、公用車の車庫棟2階に機器類を移設いたしました。その結果、これまであったタウンズネット関連事業であるとか、住基ネットワーク関連の機器類も移転できるものは移転をし、それ以外の備品類はキャビネット等に、これまでの電算室に保管するとの説明を総務課から聞いております。

本来であれば、電算室の機器類の移転に先立ち、どのような利用を旧電算室に対してするのかということやちゃんと決定をして、それから進むべきではなかったという具合に思います。現段階でもこれから検討するということですので、スピード感を持って、移設するのであれば、その後をどうするのかと。事務室のほうも若干手狭になっとなると、書類等の関係でという具合に話も聞いております。その有効活用であるとか、書庫も手狭になっとなるとということも聞き取りましたので、その辺りをどうするのか。あるいは、先ほど言いました日野川が氾濫したときの対応策としてということであれば、そのことも含めて庁舎の危機管理ということで、いざ起きたらどのように対処するのか。決算ではないですけど、令和5年度で水の浸入を防ぐ板の設置ということも予定されております。その辺りを誰が、いつ、どんなタイミングでするのかということも含めて、庁舎全体の管理としてまた早急に検討いただければという具合に思います。

2、青年結婚・UIターン促進事業でございます。あわせて観光振興対策事業。これ2つ上げておりますけども、これまでの観光協会の観光振興対策事業で委託しておいたものを、令和4年度からこの2つの事業の部分を山里L o a dにちなんに事業委託して取り組むことになりました。2つの事業の委託料合計が7,738万9,000円ということになってます。その内容的には、生山駅に隣接する旧クローバでの観光案内事業所運営、ツアー誘致活動、県外に対してはPR活動、それと、ヒメボタル等の観察、そして、旧日野上小学校のイチョウイベント、それと、フェノロジーカレンダーといたしまして、季節の移り変わりの日南町の生態系を紹介したもののカレンダーを配布しておりますし、アユ釣り大会の開催助成、日南町の紹介パンフレットの全面改訂、改訂を行って、実際の印刷は令和5年度に5,000部印刷、配布予定ということでございます。加えて町内の公園管理の継続、そして、空き家対策であるとか、一般質問等でも出ましたけど、旧木下家の維持管理、それと、同じく、レンタサイクルの購入となっております。

昨年度は9人のスタッフで取り組まれて、令和4年度はそれまでに観光協会やまちづ

くり協議会などの取組を中心に行っていたものを継承されました。新型コロナによる集客を控え目にしておりましたけども、令和4年度は多少幅を広げて募集をかけて、増加が見受けられました。ただ、レンタサイクルはスタートが遅く、貸出実績が少なかったということはちょっと残念だったように思います。

それと、また、これまで取り組んでおられました日南エコツーリズムの取組ですけども、具体的な目標や手段を具体化していく必要を感じました。というのが、この事業自体が令和の初めの頃からもう始められとって、多少の成果はあるという具合に聞いておりますけども、今後どうやっていくのかという具体的な行動計画を立てられたらいいじゃないかという具合に思いました。

また、5年度以降には、生山駅、上石見の駅の開業100年イベントであるとか、他の観光アイテムとつなぎ合わせた工夫に努めて、より多くの皆さんに来町していただくよう期待をして意見として納めさせていただきます。

3番目の介護予防普及啓発事業。これ、介護保険特別会計の中の、いわゆる、主には百歳体操が中心になると思いますけども、週1回の開催団体が38団体ありまして、65歳以上の参加者は476名あるという具合に聞き取りをさせていただきました。この中で、参加者の過年度のチェックリストとの比較から、運動機能の低下防止や物忘れの予防に効果があるという検証ができております。令和4年度では、山上、阿毘縁、大宮、多里地域で日南病院の理学療法士等による体力測定や個別指導を行っております。介護予防の取組の必要性はもちろんのこと、日南病院も今後の在り方についていろいろ検討をされております。日南病院と連携した事業展開を今後期待するものでありますし、重要なことだという具合に思います。

最後に、再生可能エネルギー発電事業、いわゆる石見小水力発電事業でございますけども、令和4年度に小水力の発電所の導水路の復旧工事を行いましたけども、今後も修繕工事が見込まれております。今後の対応の仕方でございますけども、やっぱり収益事業でございますので、工期、時期については考慮して発注されたい。つまり、ちょっと聞き取りの中で水量が少ない夏あたりに工事をなるべく早くしていただいて、次の発電に備えていただくというような取組もしていただければという具合に思い、意見とさせていただきます。

以上、決算審査の意見として述べさせていただきました。

○議長（山本 芳昭君） 以上で監査委員からの報告を終わります。

ただいまの報告に質疑があればこれを許します。

7番、大西保議員。

○議員（7番 大西 保君） 先ほど監査報告いただきましてありがとうございました。1点だけ確認というんですか、お聞きしたいんですが、未収金の、ここに書いてあります未収金取組み会議は、設置要綱によって年2回と定めてあるが、令和4年度はしてなかったということですが、これは8月18日に町長に対して報告されたと思うんですが、

そのときの町側というのは、町長はどう思われたのか。監査委員さんはそのとき何か回答をいただいたのでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 監査委員さんが回答をいただいたかどうかということです。

高見代表監査委員。

○代表監査委員（高見 正司君） 実は、今の町長が副町長の際にこの要綱ができたということもあり、やっぱり町長としての思いもいろいろあるようでして、取組ができなかったというのは非常に残念であるので、今後はしっかり開催して成果を上げていきたいということを言われました。今朝の担当課への聞き取りでは、近々第1回目の取組み会議を開催されるということをお聞きしましたので、しっかり開催をして対策を講じていただければという具合に思います。

○議長（山本 芳昭君） 7番、大西保議員。

○議員（7番 大西 保君） 分かりました。実は、先ほど言われました、中村町長が副町長の際、平成30年の議会のほうの決算委員会のほうで、未収金でいろんな論議をしまして、その後、この設置要綱が平成31年からできたわけですね。その後、ずっと毎回、6月と10月に開催されてると思うんですが、令和4年度に限ってはゼロ回だったということですが、このときの担当部署とか、それから座長は御存じないでしょうか。この実施要綱の中の、町長が副町長時代にされたと思うんで。

○議長（山本 芳昭君） 大西議員、ただいまは代表監査委員の報告に対しての質疑でございますので、少し方向が違うような気がしますが。

○議員（7番 大西 保君） そうですか。じゃあ、結構です。また決算のときにお聞きします。

○議長（山本 芳昭君） お願いします。

○議員（7番 大西 保君） はい。

○議長（山本 芳昭君） 以上で監査委員からの報告を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第60号から議案第68号までの決算認定関係9議案は、審議の都合により、本日は提案説明までにとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、議案第60号から議案第68号までの本日の審議は、提案説明までにとどめることに決定しました。

○議長（山本 芳昭君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって会議を閉じ、散会とすることに決定しました。

については、9月7日の本会議は、別に通知をしませんので、定刻までに御参集いただきますようお願いいたします。

本日はこれで散会にします。お疲れさまでした。

午後3時00分散会
